

令和3年度 保健所年報

(令和2年度実績)



鈴鹿庁舎



保健所棟

三重県鈴鹿保健所

〒513-0809

鈴鹿市西条5丁目117番地 三重県鈴鹿庁舎内

TEL 059-382-8671 (代表) FAX 059-382-7958

<http://www.pref.mie.lg.jp/ZHOKEN/HP/>

目 次

I 管内概況

(1) 地勢及び管内略図	3
(2) 鈴鹿保健所の位置	4
(3) 鈴鹿保健所組織及び所掌事務（令和3年度体制）	5
(4) 人口静態	6
(5) 人口動態	7

II 「みえ県民カビジョン 第三次行動計画」における事業実績

第1節「守る」～命と暮らしの安全・安心を実感できるために～

施策112 防災・減災対策を進める体制づくり

基本事業3 災害保健医療体制の整備

1 災害拠点病院、災害医療支援病院、災害拠点薬局	16
2 災害医療体制強化推進事業	17

施策121 地域医療提供体制の確保

基本事業2 医療分野の人材確保

1 保健師配置状況	18
2 看護学生等の実習指導	18
3 医師臨床研修受入れ状況	18

基本事業3 救急医療等の確保

1 地域救急医療対策事業	18
2 救急告示病院	19
3 医務	20
4 立入検査状況	20

施策122 介護の基盤整備と人材の育成・確保

基本事業1 介護基盤の整備促進

1 介護保険制度	21
----------------	----

施策124 健康づくりの推進

基本事業1 健康づくり・生活習慣病予防活動の推進

1 健康づくり総合推進事業	22
2 健康食育推進事業	23
3 栄養施行事務事業	23

基本事業3 難病対策の推進

1 骨髄バンク事業	25
2 臓器移植啓発事業	25
3 難病対策事業	25
4 難病在宅ケア事業	33

施策131 地域福祉の推進

基本事業2 生きづらさを抱えている人を受け止める社会づくり

1 自殺対策事業	34
----------------	----

基本事業4 ユニバーサルデザインのまちづくりの推進

1 三重おもいやり駐車場利用証制度	35
-------------------------	----

基本事業5 戦没者遺族等の支援

1 原子爆弾被爆者対策事業	35
---------------------	----

施策132 障がい者の自立と共生

基本事業1 障がい者の地域生活・就労の支援と福祉サービスの充実

1 指定障害福祉サービス事業所等設置数	36
2 障害児通所支援事業所及び入所支援事業所等設置数	37

基本事業 4	精神障がい者の保健医療の確保	
1	精神障がい者保健福祉相談指導事業	37
2	精神保健医療対策	39
施策 144	医薬品等の安全・安心の確保と動物愛護の推進	
基本事業 1	医薬品等の安全な製造・供給の確保	
1	薬事	40
2	献血推進	41
基本事業 2	人と動物との共生環境づくり	
1	狂犬病予防等	42
2	特定動物の飼養状況	42
3	犬及び猫の飼育に関する苦情受付件数	42
4	動物愛護の絵・ポスター展	42
5	動物取扱業の登録状況	43
基本事業 3	薬物乱用防止対策の推進	
1	不正けし等の発見、除去	43
2	薬物乱用防止対策	44
3	麻薬等関係施設等	45
基本事業 4	生活衛生営業施設等の衛生確保	
1	生活衛生	45
施策 145	食の安全・安心の確保	
基本事業 1	食の安全・安心の確保	
1	食品衛生	46
施策 146	感染症の予防と拡大防止対策の推進	
基本事業 1	感染予防のための普及啓発の推進	
1	感染症発生動向調査事業	49
2	1 類～3 類感染症の発生及び行政検査の状況	49
基本事業 3	感染症対策のための相談・検査の推進	
1	エイズ及び特定感染症対策	50
2	ウイルス性肝炎患者等重症化予防推進事業	51
3	結核対策	51
第 2 節「創る」～人と地域の夢や希望を実感できるために～		
施策 232	結婚・妊娠・出産の支援	
基本事業 3	不妊に悩む家族への支援	
1	特定不妊治療費助成事業	55
基本事業 4	切れ目のない妊産婦・乳幼児ケアの充実	
1	健やか親子支援事業	55
2	小児慢性特定疾病医療費助成事業	56
3	母体保護事業	57
Ⅲ	職員力・組織力の向上に向けて	
1	鈴鹿保健所組織力向上委員会の開催	58
(参考)	「みえ県民カビジョン 第三次行動計画」の政策体系一覧	59
沿革		61
付録（関係法令の制定・改正の流れ）		63

I 管内概況

(1) 地勢及び管内略図

当管内は、鈴鹿市・亀山市の2市で構成され、三重県の北中部（名古屋から約 50 km、大阪から約 100 km）に位置し、総面積は 385.5k m²で、県土の約 7%にあたります。西側を鈴鹿山脈、東側を伊勢湾に囲まれ、地域の中央部を流れる鈴鹿川とその支流によって自然が織りなす美しい景観と環境に恵まれています。

東海道や伊勢街道の宿場町が置かれた街道筋は、国道 1 号線や 23 号線となり幹線道路を形成するとともに、東名阪自動車道や新名神高速道路などの高規格道路が整備されています。また、海岸線沿いを近鉄名古屋線と伊勢鉄道線が縦断し、管内中央部を関西本線が横断するなど鉄道網も充実しており、交通至便の地域となっています。

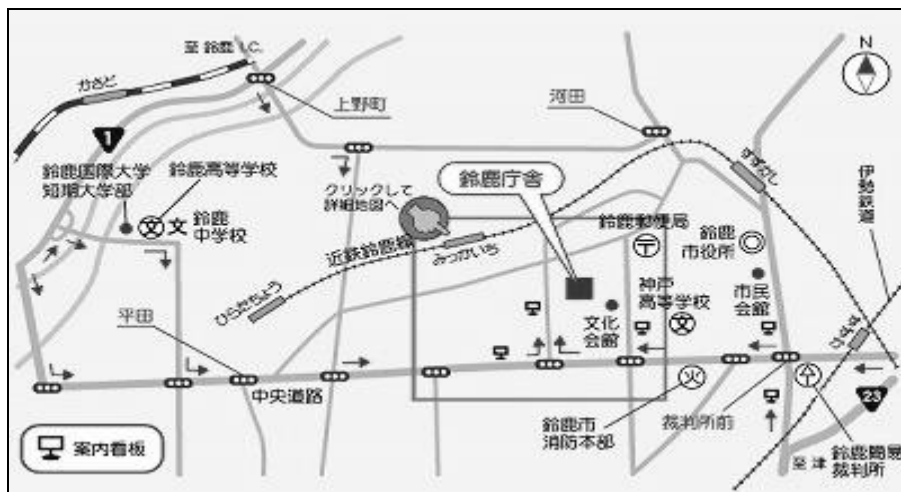
こうした環境のもと、丘陵地では茶・花木等の畑作が行われるとともに、諸河川の流域には水田地帯が広がり、海岸ではのりが養殖され、コウナゴや片口イワシが水揚げされるなど一次産業が盛んです。一方では、自動車、電機、非鉄金属、液晶等の内陸型の大規模製造工場とその関連産業が集積しています。

活力に満ち、バランスの良い産業構造を持つ地域、それが鈴鹿保健所の管内です。



(2) 鈴鹿保健所の位置

ア 位置図



イ 詳細位置図



ウ 交通

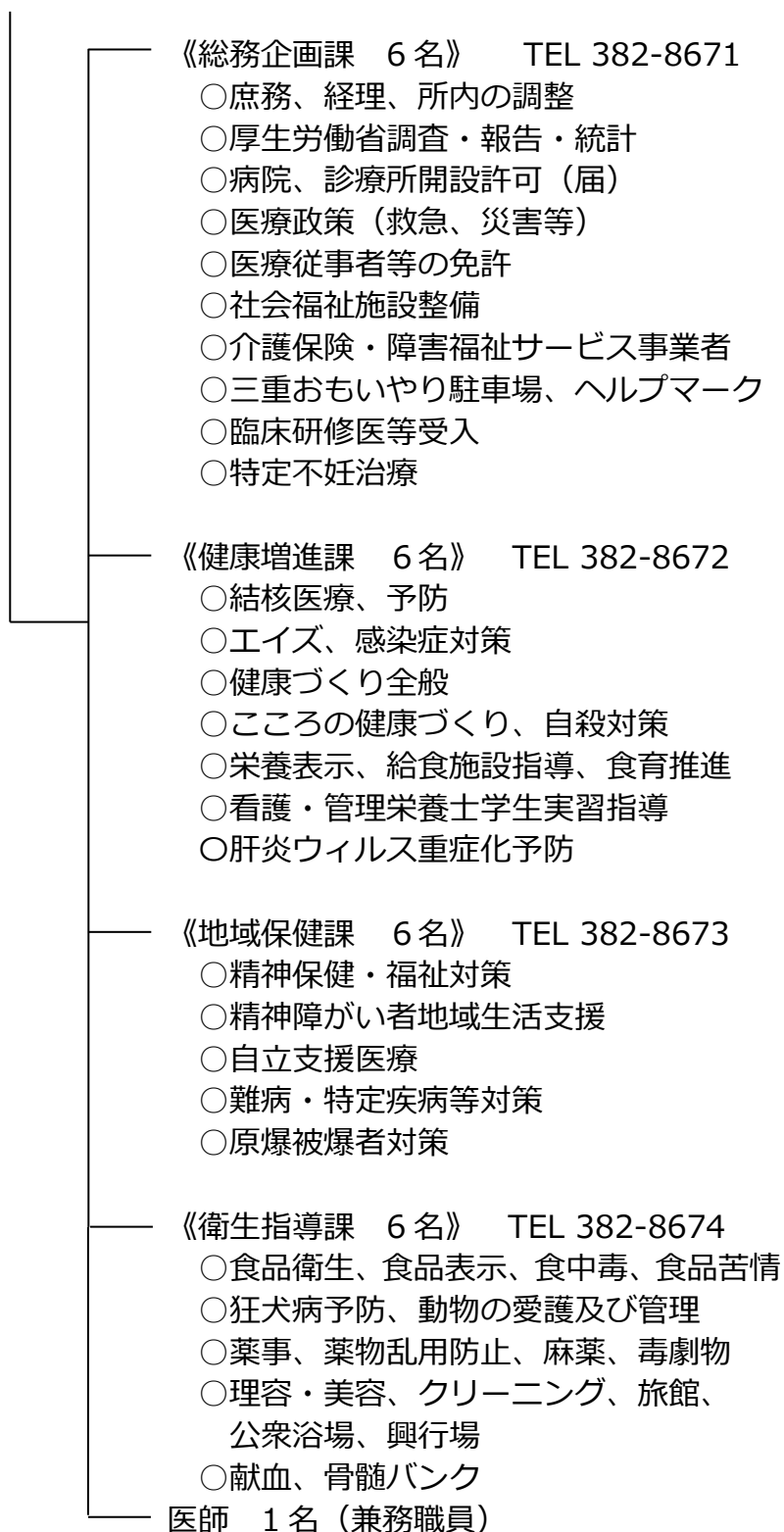
- 近鉄：鈴鹿線「三日市駅」から 徒歩約 15 分
- 自動車：◇伊勢自動車道「鈴鹿 I C」から 約 30 分
- ◇国道 23 号線「柳ランプ」から 約 5 分

(3) 鈴鹿保健所組織及び所掌事務（令和3年度体制）

所長 芝田 登美子 TEL 059-382-8671

副所長兼保健衛生室室長 柴田 直樹 TEL 059-382-8671

令和3年7月12日現在



職種別職員数 一般事務 8名、医師 1名、歯科医師 1名、獣医師 4名、薬剤師 1名、水産技師 1名、保健師 6名、診療放射線技師 2名、臨床検査技師 1名、管理栄養士 2名 計 27名

(4) 人口静態

当管内の人口は、令和2年10月1日現在 245,620 人であり、県の総人口(1,771,440 人)に占める割合は約 13.9%です。

ア 管内市町の面積・世帯数・人口

	平成 27 年国勢調査		令和 2 年国勢調査 (10月1日現在)				世帯数の 増減率 (%)	人口の 増減率 (%)
	世帯数	総人口	面積 (km ²)	世帯数	総人口	人口密度 (人/km ²)		
計	97,670	246,657	385.50	102,621	245,620	637.1	5.07	-0.42
鈴鹿市	77,725	196,403	194.46	82,096	195,742	1,006.59	5.62	-0.34
亀山市	19,945	50,254	191.04	20,525	49,878	261.08	2.91	-0.75

資料：三重県戦略企画部統計課

イ 管内人口の推移

	平成 2 年 (1990 年)	平成 7 年 (1995 年)	平成 12 年 (2000 年)	平成 17 年 (2005 年)	平成 22 年 (2010 年)	平成 27 年 (2015 年)	令和 2 年 (2020 年)
計	219,150	225,928	232,757	242,367	250,316	246,657	245,620
鈴鹿市	174,105	179,800	186,151	193,114	199,293	196,403	195,742
亀山市	45,045	46,128	46,606	49,253	51,023	50,254	49,878

資料：三重県戦略企画部統計課（各年 10 月 1 日現在）

* 亀山市の平成 12 年までの人口は、(旧)亀山市と鈴鹿郡関町の人口を合算しています。

ウ 管内市町の年齢別人口構成

管内の 65 歳以上の老年人口は、令和元年 10 月 1 日現在 61,740 人で、管内人口に占める比率は、25.1%となり、三重県の老年人口の比率の 29.4%を下回っています。

※年齢別の統計データは、令和元年 10 月 1 日現在の数字となります。

	総人口	年齢区分別人口			
		年少人口 (0～14 歳)	生産年齢人口 (15～64 歳)	老年人口 (65 歳以上)	年齢不詳
管内	245,822	31,602	145,355	61,740	7,125
鈴鹿市	195,748	24,741	115,923	48,676	6,408
亀山市	50,074	6,861	29,432	13,064	717
三重県	1,779,770	217,362	1,020,103	522,588	19,717

	20 歳未満人口				
	0～4 歳	5～9 歳	10～14 歳	15～19 歳	計
管内	9,738	10,403	11,461	12,589	44,191
鈴鹿市	7,632	8,006	9,103	10,216	34,957
亀山市	2,106	2,397	2,358	2,373	9,234
三重県	65,971	72,593	78,798	86,269	303,631

資料：三重県戦略企画部統計課（令和元年 10 月 1 日現在）

	年齢区分別割合 (%)		
	年少人口 (0～14 歳)	生産年齢人口 (15～64 歳)	老年人口 (65 歳以上)
管内	12.9	59.1	25.1
鈴鹿市	12.6	59.2	24.9
亀山市	13.7	58.8	26.1
三重県	12.2	57.3	29.4

資料：三重県戦略企画部統計課（令和元年 10 月 1 日現在）

	年齢構成指数			
	年少人口指数	老年人口指数	従属人口指数	老年化指数
管内	21.7	42.5	64.2	195.4
鈴鹿市	21.3	42.0	63.3	196.7
亀山市	23.3	44.4	67.7	190.4
三重県	21.3	51.2	72.5	240.4

年少人口指数 = 年少人口 / 生産年齢人口 × 100

老年人口指数 = 老年人口 / 生産年齢人口 × 100

従属人口指数 = 年少人口 + 老年人口 / 生産年齢人口 × 100

老年化指数 = 老年人口 / 年少人口 × 100

（５）人口動態

ア 人口動態総覧

令和元年の管内における人口動態（確定数）の概況は表 1 のとおりです。

（ア）出生

管内の出生数は 1,726 人で前年より 153 人減少し、出生率は 7.0 でした。なお、外国籍出生数は、含まれていません。

（イ）死亡

管内の死亡数は 2,336 人で前年より 46 人減少し、死亡率は 9.5 でした。なお、外国籍死亡数は、含まれていません。

（ウ）乳児死亡

乳児の生存は母体の健康状態や養育条件等の影響を強く受けることから、地域の衛生状態、生活水準を反映する指標です。管内の乳児死亡数は 5 人で、前年より 2 人増加し、そのうち、新生児死亡数が 1 人であり、前年と同数でした。

（エ）死産

管内の死産数は 39 人で、前年より 1 人増加しました。

自然死産数は 21 人で自然死産率は 11.9 であり、人工死産数は 18 人で人工死産率は 10.2 です。

（オ）周産期死亡

母体の健康状態に強く影響される指標です。周産期死亡数は 5 人で前年と比べて 1 人減少し、周産期死亡率は 2.9 です。

(カ) 婚姻と離婚

婚姻件数は 1,247 組で前年と比べて 133 組増加しました。婚姻率は 5.1 で、三重県の値と比較すると、0.7 ポイント高くなっています。

離婚件数は 419 件で前年と比べて 8 件減少しました。離婚率は 1.70 で三重県の値と比較すると、0.09 ポイント高くなっています。

以上の統計から、出生数から死亡数を差し引いた管内の自然増減数は△610 人、自然増減率は△2.5 でした。三重県全体では△5.1 ポイント、9,121 人の減少と平成 18 年から人口減少が続き、その割合は年々上昇傾向にあります。

イ 死因の動向

主な死因別の死亡状況を表 2（1～3）に、悪性新生物部位別死亡状況を表 3（1～2）に示しました。分母に用いた人口は、三重県データバンクシステム算出による令和元年 10 月 1 日現在人口（外国籍人口含む）によります。

令和元年の鈴鹿亀山地域の死因順位は、第 1 位が悪性新生物 579 人（全死因の 24.8%）、第 2 位が心疾患 318 人（同 13.6%）、第 3 位が脳血管疾患 193 人（同 8.3%）、第 4 位が肺炎 191 人（同 8.2%）となり、これら主要 4 死因が全死因に占める割合は、約 55%となっています。

ウ 各種グラフ

合計特殊出生率、乳児死亡率、年齢調整死亡率等の推移及び令和元年の年齢調整死亡率上位 4 疾患をグラフに示しました。

グラフ

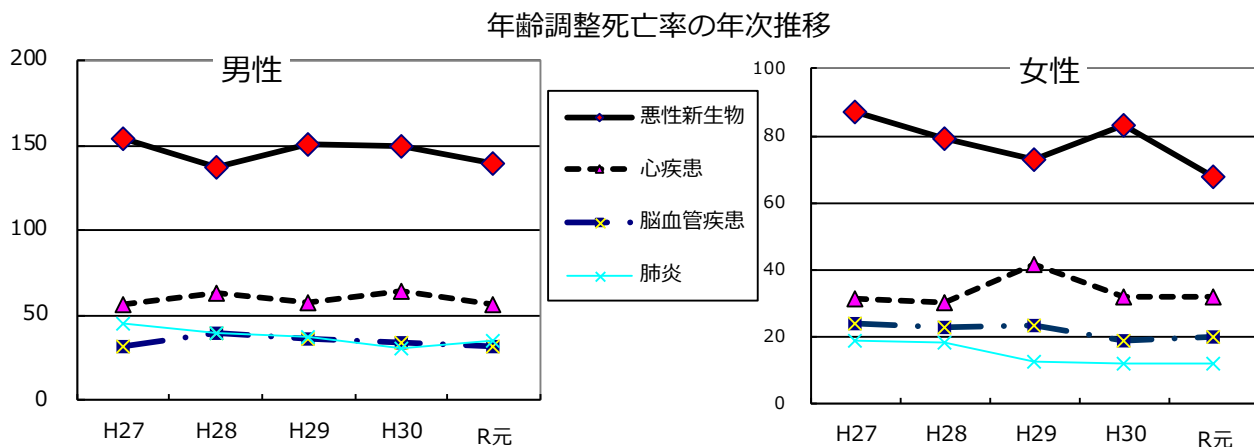
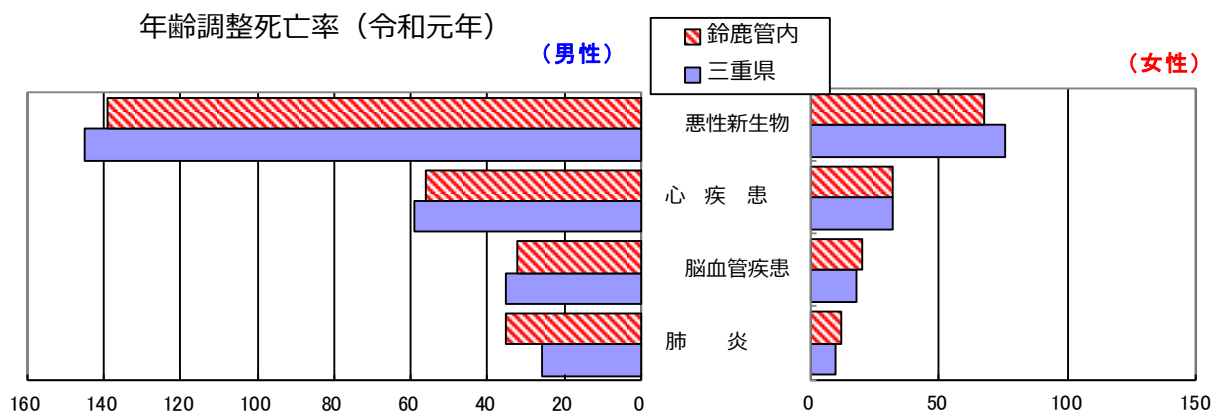
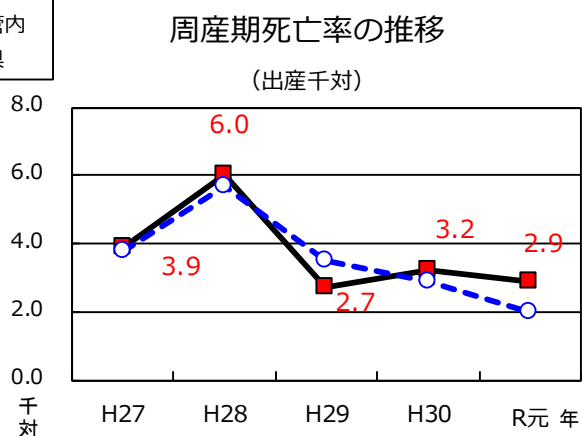
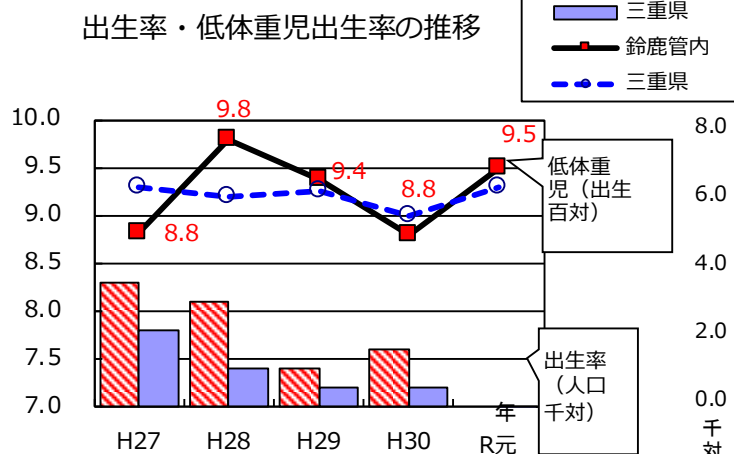
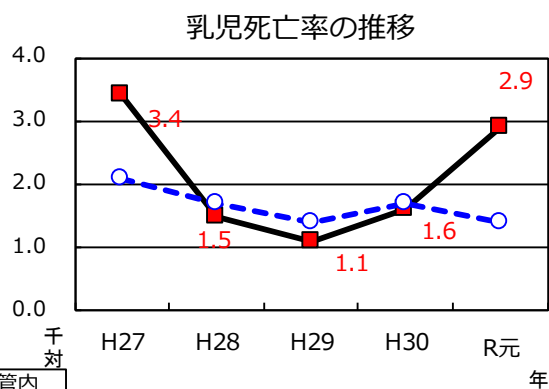
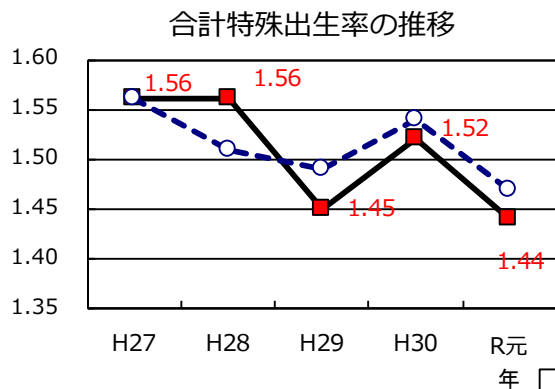


表 1 人口動態統計概況（実数、率）市別

（令和元年確定数）

	全国 三重県 管内 市	人口 (10月1日現在)	出生			低体重児 (再掲)			死亡			乳児死亡 (再掲)			新生 児死 亡 (再 掲)	自然 増加数	死産			周産期死亡			婚姻	離婚	合計 特殊 出生 率
			総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女			総数	自然	人工	総数	妊娠満 22週以 後の死 産	早期 新生 児死 亡			
実 数	全国	123,731,176	865,239	443,430	421,809				1,381,093	707,421	673,672	1,654	892	762	755	△ 515,854	19,454	8,997	10,457	2,955	2,377	578	599,007	208,496	
	三重県	1,779,770	11,690	5,983	5,707	1,082	475	607	20,811	10,680	10,131	16	10	6	3	△ 9,121	238	107	131	24	21	3	7,743	2,864	
	管内	245,822	1,726	880	846	164	62	102	2,336	1,267	1,069	5	3	2	1	△ 610	39	21	18	5	4	1	1,247	419	
	鈴鹿市	195,748	1,374	690	684	120	41	79	1,786	972	814	4	3	1	1	△ 412	26	14	12	4	3	1	1,034	331	
	亀山市	50,074	352	190	162	44	21	23	550	295	255	1	0	1	0	△ 198	13	7	6	1	1	-	213	88	
率	全国		7.0	7.3	6.6	-	-	-	11.2	11.7	10.6	1.9	2.0	1.8	0.9	△ 4.2	22.0	10.2	11.8	3.4	2.7	0.7	4.8	1.69	1.36
	三重県		6.6	6.9	6.3	92.6	79.4	106.4	11.7	12.3	11.1	1.4	1.7	1.1	0.3	△ 5.1	20.0	9.0	11.0	2.0	1.8	0.3	4.4	1.61	1.47
	管内		7.0	7.2	6.9	95.0	70.5	120.6	9.5	10.3	8.7	2.9	3.4	2.4	0.6	△ 2.5	22.1	11.9	10.2	2.9	2.3	0.6	5.1	1.70	1.44
	鈴鹿市		7.0	7.1	7.0	87.3	59.4	115.5	9.1	10.0	8.3	2.9	4.3	1.5	0.7	△ 2.1	18.6	10.0	8.6	2.9	2.2	0.7	5.3	1.69	1.45
	亀山市		7.0	7.5	6.5	125.0	110.5	142.0	11.0	11.7	10.3	2.8	0.0	6.2	0.0	△ 4.0	35.6	19.2	16.4	2.8	2.8	-	4.3	1.76	1.41
	率の算出方法		人口千対	男子人口 千対	女子人口 千対	出生千 対	男子 出生 千対	女子 出生 千対	人口千対	男子人口 千対	女子人口 千対	出生 千対	男子 出生 千対	女子 出生 千対	出生 千対	人口千対	出産(出生+死産) 千対			出産(出生+妊娠満22 週以後の死産) 千対			人口千対		

※1 △は減を示す。低体重児は出生体重 2,500g 未満のもの。乳児死亡は生後 1 年未満の死亡。

※2 新生児死亡は生後 4 週未満の死亡。早期新生児死亡は生後 1 週未満の死亡。

※3 死産は妊娠 1 2 週以後の死産の出産。後期死産は妊娠 2 2 週以後の死産。自然増加は出生数－死亡数。

※4 全国以外の分母に用いた人口は、三重県データベースシステムにより計算しているため、厚生労働省の公表値と若干異なっています。

死 亡

表 2 - 1 主要死因別死亡数・死亡率（人口 10 万対）、年齢調整死亡率（人口 10 万対）

（令和元年確定数）

		総数			悪性新生物			心疾患 （高血圧性を除く）			脳血管疾患			肺炎		
		計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女
三重県	死亡数	20,811	10,680	10,131	5,266	3,193	2,073	3,118	1,418	1,700	1,639	798	841	1,402	826	576
	率	[1169.3]	[1228.9]	[1112.4]	[295.9]	[367.4]	[227.6]	[175.2]	[163.2]	[186.7]	[92.1]	[91.8]	[92.3]	[78.8]	[95.0]	[63.2]
	年齢調整死亡率	335.16	453.96	236.54	105.95	144.64	75.77	44.66	58.55	32.19	26.17	35.05	18.35	16.67	26.47	10.01
管内	死亡数	2,336	1,267	1,069	579	363	216	318	157	161	193	91	102	191	119	72
	率	[950.3]	[1032.7]	[868.2]	[235.5]	[295.9]	[175.4]	[129.4]	[128.0]	[130.8]	[78.5]	[74.2]	[82.8]	[77.7]	[97.0]	[58.5]
	年齢調整死亡率	339.79	464.67	234.04	100.13	139.26	68.23	43.28	56.03	32.03	25.61	31.94	20.29	21.95	35.15	12.46
鈴鹿市	死亡数	1,786	972	814	461	281	180	223	112	111	147	73	74	151	95	56
	率	[912.4]	[997.4]	[828.1]	[235.5]	[288.4]	[183.1]	[113.9]	[114.9]	[112.9]	[75.1]	[74.9]	[75.3]	[77.1]	[97.5]	[57.0]
	年齢調整死亡率	338.48	457.21	237.26	102.67	137.26	74.58	38.78	50.58	28.49	26.09	33.08	20.32	23.17	36.53	13.39
亀山市	死亡数	550	295	255	118	82	36	95	45	50	46	18	28	40	24	16
	率	[1098.4]	[1168.5]	[1027.0]	[235.7]	[324.8]	[145.0]	[189.7]	[178.3]	[201.4]	[91.9]	[71.3]	[112.8]	[79.9]	[95.1]	[64.4]
	年齢調整死亡率	338.87	487.60	217.23	89.05	145.26	41.97	59.42	75.94	44.42	22.96	27.04	19.19	17.17	29.72	8.71

$$\text{死因別死亡率} = \frac{\text{死因別死亡数}}{\text{人口}} \times 100,000$$

$$\text{年齢調整死亡率} = \frac{\{\text{観察集団の各年齢階級の死亡率} \times \text{基準人口集団のその年齢階級の人口}\} \text{の各年齢階級の総和}}{\text{基準となる人口集団の総和（昭和 6 0 年モデル人口）}} \times 100,000$$

表2-2

(令和元年確定数)

		老衰			不慮の事故			自殺			大動脈瘤及び解離			腎不全		
		計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女
三重県	死亡数	2,417	664	1,753	641	376	265	276	196	80	315	173	142	413	212	201
	率	[135.8]	[76.4]	[192.5]	[36.0]	[43.3]	[29.1]	[15.5]	[22.6]	[8.8]	[17.7]	[19.9]	[15.6]	[23.2]	[24.4]	[22.1]
	年齢調整死亡率	20.60	17.22	22.17	12.54	18.51	7.42	13.13	19.19	7.11	5.25	7.71	3.13	5.18	7.44	3.46
管内	死亡数	246	76	170	77	47	30	40	33	7	42	21	21	52	32	20
	率	[100.1]	[61.9]	[138.1]	[31.3]	[38.3]	[24.4]	[16.3]	[26.9]	[5.7]	[17.1]	[17.1]	[17.1]	[21.2]	[26.1]	[16.2]
	年齢調整死亡率	19.54	17.95	20.18	13.10	18.29	8.91	14.91	23.91	5.92	6.53	7.96	5.31	6.62	10.83	3.32
鈴鹿市	死亡数	186	64	122	52	34	18	37	30	7	32	12	20	38	22	16
	率	[95.0]	[65.7]	[124.1]	[26.6]	[34.9]	[18.3]	[18.9]	[30.8]	[7.1]	[16.3]	[12.3]	[20.3]	[19.4]	[22.6]	[16.3]
	年齢調整死亡率	19.42	19.34	19.30	11.85	17.20	7.54	17.65	28.05	7.32	6.32	5.93	6.58	6.32	9.88	3.26
亀山市	死亡数	60	12	48	25	13	12	3	3	0	10	9	1	14	10	4
	率	[119.8]	[47.5]	[193.3]	[49.9]	[51.5]	[48.3]	[6.0]	[11.9]	[0.0]	[20.0]	[35.7]	[4.0]	[28.0]	[39.6]	[16.1]
	年齢調整死亡率	20.06	13.30	23.14	17.36	22.34	13.77	4.19	8.11	0.00	7.29	15.77	0.42	7.51	13.77	3.66

表2-3

(令和元年確定数)

		糖尿病			慢性閉塞性肺疾患			肝疾患			血管性及び 詳細不明の認知症			敗血症		
		計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女
三重県	死亡数	228	138	90	268	227	41	208	130	78	366	125	241	148	68	80
	率	[12.8]	[16.2]	[10.0]	[15.1]	[26.6]	[4.57]	[11.7]	[15.2]	[8.7]	[20.6]	[14.6]	[26.8]	[8.3]	[8.0]	[8.9]
	年齢調整 死亡率	4.25	6.26	2.62	3.56	7.56	0.80	5.10	7.50	2.90	3.58	3.64	3.46	2.23	2.83	1.70
管内	死亡数	22	14	8	30	25	5	19	10	9	35	9	26	15	8	7
	率	[8.9]	[11.4]	[6.5]	[12.2]	[20.4]	[4.0]	[7.7]	[8.1]	[7.3]	[14.2]	[7.3]	[21.0]	[6.1]	[6.5]	[5.7]
	年齢調整 死亡率	3.66	5.45	2.14	3.51	7.36	0.77	3.65	4.75	2.41	3.14	2.28	3.64	1.75	2.32	1.45
鈴鹿市	死亡数	18	11	7	21	17	4	18	9	9	32	8	24	11	7	4
	率	[9.2]	[11.3]	[7.1]	[10.7]	[17.4]	[4.1]	[9.2]	[9.2]	[9.1]	[16.3]	[8.2]	[24.3]	[5.6]	[7.2]	[4.1]
	年齢調整 死亡率	3.90	5.45	2.58	3.27	6.53	0.86	4.29	5.32	3.04	3.78	2.63	4.47	1.69	2.69	1.04
亀山市	死亡数	4	3	1	9	8	1	1	1	0	3	1	2	4	1	3
	率	[8.0]	[11.9]	[4.0]	[18.0]	[31.7]	[4.0]	[2.0]	[4.0]	[0.0]	[6.0]	[4.0]	[8.1]	[8.0]	[4.0]	[12.1]
	年齢調整 死亡率	2.81	5.63	0.42	4.27	10.30	0.42	1.16	2.37	0.00	0.87	0.94	0.84	2.03	0.94	3.07

表 3-1 主要部位別 悪性新生物死亡数 ・死亡率（人口 10 万対）、年齢調整死亡率（人口 10 万対）

（令和元年確定数）

		悪性新生物 総数			内訳														
					食道			胃			結腸			直腸 S 状結腸移行部及び直腸			肝及び肝内胆管		
		計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女
三重県	死亡数	5,266	3,193	2,073	118	102	16	580	387	193	479	256	223	219	150	69	305	222	83
	率	[295.9]	[367.4]	[227.6]	[6.6]	[11.7]	[1.8]	[32.6]	[44.5]	[21.2]	[26.9]	[29.5]	[24.5]	[12.3]	[17.3]	[7.6]	[17.1]	[25.5]	[9.1]
	年齢調整死亡率	105.95	144.64	75.77	2.85	5.38	0.65	11.48	17.80	6.32	9.65	11.84	7.96	4.67	7.54	2.15	5.88	10.04	2.49
管内	死亡数	579	363	216	10	8	2	70	47	23	68	39	29	27	15	12	33	27	6
	率	[235.5]	[295.9]	[175.4]	[4.07]	[6.52]	[1.624]	[28.5]	[38.3]	[18.7]	[27.7]	[31.8]	[23.6]	[11.0]	[12.2]	[9.75]	[13.4]	[22.0]	[4.9]
	年齢調整死亡率	100.13	139.26	68.23	1.94	3.04	1.02	11.69	17.39	6.94	11.64	13.65	10.66	4.11	4.84	3.77	6.04	11.07	1.68
鈴鹿市	死亡数	461	281	180	9	7	2	55	38	17	60	33	27	20	10	10	28	22	6
	率	[235.5]	[288.4]	[183.1]	[4.60]	[7.18]	[2.03]	[28.1]	[39.0]	[17.3]	[30.7]	[33.9]	[27.5]	[10.2]	[10.3]	[10.2]	[14.3]	[22.6]	[6.1]
	年齢調整死亡率	102.67	137.26	74.58	2.24	3.45	1.25	11.84	18.40	6.25	13.09	14.53	12.68	3.96	4.16	3.94	6.25	11.04	2.13
亀山市	死亡数	118	82	36	1	1	0	15	9	6	8	6	2	7	5	2	5	5	0
	率	[235.7]	[324.8]	[145.0]	[2.0]	[4.0]	[0.0]	[30.0]	[35.7]	[24.2]	[16.0]	[23.8]	[8.1]	[14.0]	[19.8]	[8.1]	[10.0]	[19.8]	[0.0]
	年齢調整死亡率	89.05	145.26	41.97	0.81	1.67	0.00	11.08	13.57	9.62	5.93	10.18	2.71	4.61	7.00	3.29	5.32	10.81	0.00

表 3-2

(令和元年確定数)

		内訳																	
		胆のう及びその他の胆道			膵			気管，気管支及び肺			乳房			子宮			白血 病		
		計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女
三重県	死亡数	264	139	125	553	306	247	1,117	813	304	189	0	189	99	・	99	123	68	55
	率	[14.8]	[16.0]	[13.7]	[31.1]	[35.2]	[27.1]	[62.8]	[93.6]	[17.1]	[10.6]	[0.0]	[20.8]	[5.6]	・	[10.9]	[6.9]	[7.8]	[6.0]
	年齢調整死亡率	4.39	5.88	3.18	11.24	15.14	7.79	20.83	35.02	9.52	5.14	0.00	9.83	・	・	6.17	2.74	3.53	2.07
管内	死亡数	28	12	16	50	26	24	110	84	26	23	0	23	5	・	5	18	14	4
	率	[11.4]	[9.8]	[13.0]	[20.3]	[21.2]	[19.5]	[44.7]	[68.5]	[21.1]	[9.4]	[0.0]	[18.7]	[2.0]	・	[4.1]	[7.3]	[11.4]	[3.2]
	年齢調整死亡率	4.83	5.34	4.19	8.64	11.19	6.11	17.43	31.40	5.33	5.72	0.00	11.27	・	・	1.82	3.42	6.01	1.14
鈴鹿市	死亡数	20	9	11	36	16	20	81	61	20	22	0	22	5	・	5	17	13	4
	率	[10.2]	[9.2]	[11.2]	[18.4]	[16.4]	[20.3]	[41.4]	[62.6]	[20.3]	[11.2]	[0.0]	[22.4]	[2.6]	・	[5.1]	[8.7]	[13.3]	[4.1]
	年齢調整死亡率	4.48	5.19	3.70	7.29	7.77	6.73	17.21	30.24	5.62	6.95	0.00	13.56	・	・	2.26	4.18	7.24	1.44
亀山市	死亡数	8	3	5	14	10	4	29	23	6	1	0	1	0	・	0	1	1	0
	率	[16.0]	[11.9]	[20.1]	[28.0]	[39.6]	[16.1]	[57.9]	[91.1]	[24.2]	[2.0]	[0.0]	[4.0]	[0.0]	・	[0.0]	[2.0]	[4.0]	[0.0]
	年齢調整死亡率	5.86	5.86	5.85	13.65	23.77	3.66	17.68	35.50	3.87	0.81	0.00	1.56	0	・	0.00	0.64	1.58	0.00

Ⅱ 「みえ県民カビジョン 第三次行動計画」における事業実績

鈴鹿保健所の各課における事業実績を「みえ県民カビジョン 第三次行動計画」(※)の施策、基本事業順に記載しています。

なお、鈴鹿保健所の事業に直接関係しない部分は省略しています。

(※)「みえ県民カビジョン 第三次行動計画」の政策体系一覧は 59～60 頁に掲載

第 1 節 「守る」～命と暮らしの安全・安心を実感できるために～

施策 112 防災・減災対策を進める体制づくり

基本事業 3 災害保健医療体制の整備 (担当課：総務企画課)

主な取組内容

1. 災害時においても必要な保健医療が提供できるよう、災害拠点病院、災害医療支援病院等との連携をはかります。
2. 災害拠点病院の施設整備や病院における業務継続計画 (BCP) の整備を支援するとともに、保健医療活動を支える人材の育成をします。

1 災害拠点病院、災害医療支援病院、災害拠点薬局

災害拠点病院とは、災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行うための高度の診療機能を有し、被災地からの重症傷病者の受入機能及び搬出を行う広域搬送への対応機能、自己完結型の医療救護チームの派遣機能、地域の医療機関への応急用資器材の貸出し機能を有する病院で、三重県知事が指定します。

災害医療支援病院とは、大規模災害の発生時に災害拠点病院を支援し、補完する機能を担う病院で、三重県知事が指定します。

災害拠点薬局とは、県の委託に基づく災害用医薬品の備蓄、災害発災に備えた地域の医薬品等の確保・供給体制の整備、災害発生時における医薬品等の確保・供給を担う薬局または医薬分業推進支援センターです。

災害拠点病院

名称	住所
三重県厚生農業協同組合連合会 鈴鹿中央総合病院	三重県鈴鹿市安塚町山之花 1275-53

災害医療支援病院

名称	住所
鈴鹿回生病院	三重県鈴鹿市国府町字保子里 112-1
亀山市立医療センター	三重県亀山市亀田町 466-1

災害拠点薬局

名称	住所
鈴鹿センター薬局	三重県鈴鹿市安塚町 638-21

2 災害医療体制強化推進事業

(1) 令和2年度鈴鹿亀山地域災害医療対策部会の開催

鈴鹿亀山地域において、災害時の医療が円滑に提供できるよう、関係者が取組を検討します。

構成員：鈴鹿市医師会、亀山医師会、鈴鹿歯科医師会、亀山歯科医師会、鈴鹿亀山薬剤師会、鈴鹿中央総合病院、鈴鹿回生病院、亀山市立医療センター、鈴鹿市、亀山市、鈴鹿市消防本部、亀山市消防本部、鈴鹿警察署、亀山警察署、鈴鹿地域防災総合事務所、鈴鹿保健所の代表者

ア 会議の開催

開催日・場所	内容
書面開催 (令和2年10月20日通知)	(1) 災害医療情報伝達訓練の実施について (2) 鈴鹿亀山地域災害医療対策部会研修会について

イ 情報伝達訓練の実施

開催日・場所	内容
令和2年11月10日(火) 各機関の所在地	(1) 参加機関 鈴鹿市医師会、亀山医師会、鈴鹿歯科医師会、亀山歯科医師会、鈴鹿亀山薬剤師会、EMIS 参加医療機関、鈴鹿市消防本部、亀山市消防本部、鈴鹿警察署、亀山警察署、鈴鹿市、亀山市、鈴鹿地域防災総合事務所、鈴鹿保健所 (2) 伝達方法 電話、FAX、Web、E-Mail、EMIS 等により被害情報の伝達を行う。

(2) 三重県災害医療コーディネーター

地震、津波及び事故等の災害によって大規模な人的被害が発生した場合、必要とされる医療を迅速かつ的確に提供できる体制の構築を図ることを目的として設置しています。

(令和3年3月31日現在)

氏 名	所 属
木村 英夫	旭が丘ファミリークリニック(鈴鹿市医師会)
玉田 浩也	玉田内科循環器内科(鈴鹿市医師会)
田中 秀虎	とら整形クリニック(亀山医師会)
田中 英樹	田中内科医院(亀山医師会)
金兒 博司	鈴鹿中央総合病院(災害拠点病院)

荒木 朋浩	鈴鹿回生病院（災害医療支援病院）
谷川 健次	亀山市立医療センター（災害医療支援病院）

施策 121 地域医療提供体制の確保

基本事業 2 医療分野の人材確保（担当課：総務企画課、健康増進課、地域保健課）

主な取組内容

1. 保健師は、管内市、産業保健師等関係者と連携をとりながら、地域住民の心身の健康保持、増進、健康の回復、疾病予防を目的とし、家庭訪問、健康相談、集団検診、健康教育等を実施します。
2. 看護業務・医療業務・栄養業務等に従事しようとする学生に対して保健所実習指導を実施します。

1 保健師配置状況（令和2年4月1日現在）

計	鈴鹿保健所	鈴鹿市	亀山市
56	7	35	14

2 看護学生等の実習指導

学校名	学生数	グループ数	実習日数
鈴鹿医療科学大学（保健師）	3	1	2

3 医師臨床研修受け入れ状況

病院名	医師数	実習日数（1人あたり）
鈴鹿中央総合病院	3	5

基本事業 3 救急医療等の確保（担当課：総務企画課）

主な取組内容

1. 地域住民の救急医療を確保するため、市と協働して初期、二次救急医療機関体制の整備を行います。
2. 病院（二次医療）と診療所（初期医療）との機能分化を推進するため、地域住民に対して啓発を行います。
3. 救急告示医療機関との連携をはかります。
4. 地域医療提供体制の整備を推進するため、日常の健康管理や適切な初期診療などを身近なところで提供する「かかりつけ医」の推進をはかります。
5. 医療法及び関係法令に基づき医療機関に対して立入検査等を行います。

1 地域救急医療対策事業

鈴鹿亀山地域内の救急医療体制の充実強化及び救急業務の高度化を推進するため、関係機関等が救急医療体制等について協議し、地域の実情に即応した体制整備の推進をはかります。

（１）令和２年度鈴鹿亀山地域救急医療対策協議会の開催

鈴鹿亀山地域の救急医療体制の充実・強化をはかるため、関係機関等が救急医療体制等について協議し、地域の実情に即応した体制の整備とその積極的な推進をはかることを目的として開催します。

構成員：鈴鹿市医師会、亀山医師会、鈴鹿歯科医師会、亀山歯科医師会、鈴鹿亀山薬剤師会、鈴鹿中央総合病院、鈴鹿回生病院、亀山市立医療センター、鈴鹿市、亀山市、鈴鹿市消防本部、亀山市消防本部、鈴鹿警察署、亀山警察署、鈴鹿地域防災総合事務所、鈴鹿保健所の代表者

開催日・場所	内容
書面開催 (令和３年３月１０日通知)	(１) 救急医療等活動報告 (ア) 鈴鹿市応急診療所利用状況 (イ) 亀山市応急診療等状況 (ウ) 令和２年中 鈴鹿市消防本部救急出動状況等について (エ) 亀山市消防本部 救急出動状況等について (２) 部会活動報告 (ア) 令和２年度 鈴鹿亀山地域メディカルコントロール協議会活動報告 (イ) 鈴鹿亀山地域感染症等健康危機管理ネットワーク会議活動報告 (ウ) 鈴鹿亀山地域災害医療対策部会活動報告

２ 救急告示病院

救急告示病院は、地域における救急業務の対象となる傷病者の発生状況等を勘案して認定しています。

（１）鈴鹿地域救急告示病院

(令和３年３月３１日現在)

名称	住所	電話番号
鈴鹿中央総合病院	鈴鹿市安塚町山之花 1275-53	059-382-1311
鈴鹿回生病院	鈴鹿市国府町字保子里 112-1	059-375-1212
塩川病院	鈴鹿市平田 1-3-7	059-378-1417
高木病院	鈴鹿市高岡町 550	059-382-1385
村瀬病院	鈴鹿市神戸 3-12-10	059-382-0330
亀山市立医療センター	亀山市亀田町 466-1	0595-83-0990
川口整形外科	亀山市野村 4-4-19	0595-82-8721

3 医務

医療機関の適切な役割分担を促進します。

(1) 施設数

(令和3年3月31日現在)

	病院	一般診療所		歯科診療所	助産所	施術所	歯科技工所
		有床	無床				
計	13	12	177	96	7	142	31
鈴鹿市	10	9	144	79	5	125	26
亀山市	3	3	33	17	2	17	5

(「休止」「出張のみ」含む)

(2) 病床数(病院、診療所)

(令和3年3月31日現在)

	病 院						一般診療所病床 (療養病床含む)
	計	精神 病床	感染症 病床	結核 病床	一般 病床	療養 病床	
管内	2,321	539	0	0	1,390	392	145
鈴鹿市	2,076	539	0	0	1,300	237	100
亀山市	245	0	0	0	90	155	45

(3) 医療関係者数

	医師	歯科医師	薬剤師	保健師	助産師	看護師	准看護師	歯科衛生士	歯科技工士
計	461	141	464	84	31	2,029	520	235	68
鈴鹿市	416	117	409	67	30	1,830	419	196	56
亀山市	45	24	55	17	1	199	101	39	12

医師、歯科医師、薬剤師については従事先の届出数、保健師、助産師、看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士については就業届出数(平成30年12月31日現在)

4 立入検査状況(桑名保健所兼務職員により実施)

医療法及び関係法令に基づき、鈴鹿保健所管内の病院及び診療所に立ち入り、法令等に規定された人員の配置や構造設備に関する検査を行い、適正且つ良質な医療を確保するための指導助言を行います。

なお、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の地域における感染状況を考慮し、一部を除き実施を見合わせました。

		対象施設数	立入検査実施数	実施率
病院		12	1	8.3%
診療所	医科	186	0	0%
	歯科	95	0	0%

※ 診療所の立入検査については、5年で一巡するよう20%以上の実施率を目標にしています。
対象施設数は、令和2年4月1日現在（「休止」除く）です。

施策 122 介護の基盤整備と人材の育成・確保

基本事業 1 介護基盤の整備促進（担当課：総務企画課）

主な取組内容

特別養護老人ホーム等の介護施設の整備を行うとともに、市町等における介護保険事業の安定的な運営を支援します。

1 介護保険制度

介護保険制度とは、

ア 老後に安心して介護サービスが受けられるように、高齢者を社会全体で支える仕組みをつくる

イ 介護サービスを医療、保健、福祉の立場で総合的に提供する

ウ 介護を医療保険から切り離し、社会保障構造改革の第一歩とする制度のことです。

（1）介護保険実施主体

鈴鹿亀山地区広域連合（平成11年6月1日設立）

（2）居宅サービス事業所数

（令和3年9月1日現在）

サービスの種類	設置数計	鈴鹿市	亀山市
訪問介護	65	53	12
訪問入浴介護	4	4	0
訪問看護	24	16	8
訪問リハビリテーション	3	3	0
居宅療養管理指導	0	0	0
通所介護	74	52	22
通所リハビリテーション	10	8	2
短期入所生活介護	20	14	6
短期入所療養介護	7	6	1
特定施設入居者生活介護	5	3	2
福祉用具貸与	13	10	3
特定福祉用具販売	13	10	3

(3) 介護予防サービス事業所数

(令和3年9月1日現在)

サービスの種類	設置数計	鈴鹿市	亀山市
介護予防訪問入浴介護	4	4	0
介護予防訪問看護	22	14	8
介護予防訪問リハビリテーション	3	3	0
介護予防居宅療養管理指導	0	0	0
介護予防通所リハビリテーション	10	8	2
介護予防短期入所生活介護	20	14	6
介護予防短期入所療養介護	7	6	1
介護予防特定施設入居者生活介護	4	2	2
介護予防福祉用具貸与	13	10	3
介護予防特定福祉用具販売	13	10	3

(4) 指定介護保険施設数

(令和3年9月1日現在)

施設種別	事業所数	定員(床数)
介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	19	1,018
介護老人保健施設(老人保健施設)	6	600
介護療養型医療施設(療養型病床群)	1	5
介護医療院	0	0

(地域密着型サービス、地域密着型介護予防サービス、居宅介護支援(ケアマネ)、介護予防支援の各サービスは市町村指定であり、鈴鹿保健所管内では鈴鹿亀山地区広域連合が所管しています。)

施策 124 健康づくりの推進

基本事業 1 健康づくり・生活習慣病予防活動の推進(担当課:健康増進課)

主な取組内容

1. 市、企業、学校、NPO ならびに医師会など関係団体に対し、健康づくり活動の連携体制を確立するための働きかけを積極的に行います。
2. 社会情勢に応じた地域保健活動を推進するため、地域や関係団体等の健康づくり担当者に対して研修会などを開催します。
3. 給食施設を運営する事業者や「健康づくり応援の店」と協働して、健康に配慮した食の提供を行えるよう、食環境の充実をはかります。
4. バランスのとれた望ましい食生活を営む力を身につけ、自分の健康に意識を持った県民をつくるため、人材育成や栄養指導を行います。

1 健康づくり総合推進事業

三重の健康づくり基本計画「ヘルシーピープルみえ・21」に基づき、健康づくりに関する普及啓発を行うとともに各関係機関と連携し、地域住民が健康づくりに取り組むための環境整備を行います。

(1) 研修会の開催

産業保健・学校保健・地域保健の関係者による健康づくりの取組を推進し、管内の健康指標のレベルアップを図ります。

※新型コロナウイルス感染症の影響により開催を見合わせました。

(2) 啓発活動の実施

啓発活動の取り組みとして、地域で開催される各種イベントへの参加、出前健康講座、リーダー養成研修会等を開催し、健康づくりについて広く PR に努めます。

※新型コロナウイルス感染症の影響により、イベント等が中止されたため、庁舎内にて啓発を実施しました。

2 健康食育推進事業

県民が健康的な食生活が実践できるように、栄養バランスに対する理解や「食事バランスガイド」を活用した取組を具体的に啓発し、県民のライフステージに応じた食環境づくりを推進します。

(1) 野菜フル 350 推進事業

県民に不足している野菜摂取について、1 日の野菜摂取量の目標量を 350 g（食事バランスガイドで副菜 5 つ）とし、野菜摂取の増加を推進します。

また、健康的な朝食習慣の定着及び野菜摂取不足の解消をはかるため、朝食においては食事バランスガイドで副菜 1 つを摂取することを推進します。

ア 研修会の開催

※新型コロナウイルス感染症の影響により開催を見合わせました。

イ 啓発・健康教育

開催日・場所	内容	啓発数
令和 2 年 9 月 鈴鹿庁舎	野菜フル 350 の推進	100

3 栄養施行事務事業

(1) 給食施設指導事業

健康増進法、健康増進法施行規則に基づき、給食施設の把握、給食施設における栄養管理・食育の充実に向けた指導助言を行うとともに、給食関係者の資質向上をはかるため研修会を開催します。

ア 巡回指導等指導延施設数

※新型コロナウイルス感染症の影響により巡回指導の実施を見合わせました。

イ 給食施設従事者研修会の開催

※新型コロナウイルス感染症の影響により研修動画の公開を行いました。

公開期間	内容	参加者
令和3年1月6日（水） ～2月5日（金）	日本人の食事摂取基準 2020 年版の特徴と改正ポイント ならびに実践・運用 講師：鈴鹿医療科学大学 保健衛生学部 医療栄養学科 准教授 大槻 誠	26 名

（２）人材育成・支援事業

地域で活動する食に関係する団体、食育関係者等に対して研修や情報発信等を通して、地域リーダーの育成と活動の活性化に向けた支援を行います。

ア 地域活動栄養士研修会の開催

※新型コロナウイルス感染症の影響により実施を見合わせました。

イ 地域活動栄養士会への活動支援

開催回数	延人員	会員数
3 回	12 名	5 名

ウ 地区組織活動支援

※新型コロナウイルス感染症の影響により実施を見合わせました。

（３）栄養表示等相談・指導

食品表示法に基づく栄養成分表示、健康増進法第 4 3 条に基づく特別用途食品表示並びに同法第 6 5 条の 1 に基づく誇大表示の禁止に関する相談や指導・助言を行います。

相談・指導件数	14
---------	----

（４）栄養指導事業

健康増進法第 18 条に基づき栄養相談・指導を行います。

	個別指導延人員			集団指導延人員	
	栄養指導	（再掲） 病態別	（再掲） 訪問による	栄養指導	（再掲） 病態別
妊産婦	0	0	0	0	0
乳幼児	0	0	0	0	0
20 才未満	0	0	0	0	0
20 才以上	1	0	0	0	0

基本事業 3 難病対策の推進（担当課：衛生指導課、地域保健課、健康増進課）

主な取組内容

1. 骨髄バンク普及啓発およびドナー登録の推進をはかり、新規ドナー登録者を確保します。
2. 県民に臓器移植に対する理解と協力を求めるため、啓発事業を行います。

3. 小児慢性特定疾病の治療を必要とする児童等に対して治療費の一部給付等を行うことで、適切な医療が受けられるように支援します。
4. 難病患者およびその家族の生活の質の向上をはかります。
5. B型・C型肝炎のウイルス除去を目的とするインターフェロン治療にかかる医療費の助成をします。

1 骨髄バンク事業

白血病や再生不良性貧血など血液難病の患者にとって生への希望である骨髄バンクが円滑に実施されるよう、骨髄移植に関する正しい知識の普及啓発を行い、骨髄提供希望者登録（ドナー登録者）の推進をはかります。

（1）骨髄提供登録受付業務

鈴鹿保健所において毎月第2水曜日に登録受付を実施します。

登録者数	0
------	---

（2）休日臨時ドナー登録受付の実施

新型コロナウイルス感染症の影響により、臨時登録窓口の開設は見合わせました。

2 臓器移植啓発事業

臓器提供に関する正しい知識の普及啓発を行い、臓器提供意思表示カードの推進をはかります。

（1）臓器提供の普及啓発

骨髄バンクのイベントにあわせて、リーフレットの配布等で普及啓発を行います。

（2）臓器提供意思表示カードの配布

鈴鹿保健所の窓口において、臓器提供意思表示カードを配布します。



3 難病対策事業

難病患者の医療費助成や福祉サービスを支援します。

（1）特定医療費（指定難病）助成事業

指定された333疾病（令和3年3月31日現在）について、治療法の確立に向けた研究を行うとともに、その患者の医療保険の自己負担分の一部を公費負担することにより経済的負担を軽減し、治療を促進します。

(令和3年3月31日現在)

	疾病名	受給者数(人)
1	球脊髄性筋萎縮症	5
2	筋萎縮性側索硬化症	25
3	脊髄性筋萎縮症	1
4	原発性側索硬化症	0
5	進行性核上性麻痺	20
6	パーキンソン病	329
7	大脳皮質基底核変性症	6
8	ハンチントン病	3
9	神経有棘赤血球症	0
10	シャルコー・マリー・トゥース病	0
11	重症筋無力症	42
12	先天性筋無力症候群	0
13	多発性硬化症／視神経脊髄炎	57
14	慢性炎症性脱髄性多発神経炎 ／多巣性運動ニューロパチー	11
15	封入体筋炎	0
16	クドウ・深瀬症候群	0
17	多系統萎縮症	20
18	脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く。)	64
19	ライソゾーム病	1
20	副腎白質ジストロフィー	0
21	ミトコンドリア病	5
22	もやもや病	23
23	プリオン病	0
24	亜急性硬化性全脳炎	1
25	進行性多巣性白質脳症	0
26	HTLV-1 関連脊髄症	1
27	特発性基底核石灰化症	0
28	全身性アミロイドーシス	15
29	ウルリッヒ病	0
30	遠位型ミオパチー	0
31	ベスレムミオパチー	0
32	自己貪食空胞性ミオパチー	0

	疾病名	受給者数(人)
33	シュワルツ・ヤンペル症候群	0
34	神経線維腫症	8
35	天疱瘡	6
36	表皮水疱症	0
37	膿疱性乾癬(汎発型)	1
38	スティーヴンス・ジョンソン症候群	1
39	中毒性表皮壊死症	0
40	高安動脈炎	6
41	巨細胞性動脈炎	1
42	結節性多発動脈炎	5
43	顕微鏡的多発血管炎	3
44	多発血管炎性肉芽腫症	0
45	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	5
46	悪性関節リウマチ	3
47	バージャー病	3
48	原発性抗リン脂質抗体症候群	3
49	全身性エリテマトーデス	108
50	皮膚筋炎／多発性筋炎	40
51	全身性強皮症	52
52	混合性結合組織病	17
53	シェーグレン症候群	8
54	成人スチル病	2
55	再発性多発軟骨炎	2
56	ベーチェット病	18
57	特発性拡張型心筋症	95
58	肥大型心筋症	9
59	拘束型心筋症	0
60	再生不良性貧血	18
61	自己免疫性溶血性貧血	2
62	発作性夜間ヘモグロビン尿症	1
63	特発性血小板減少性紫斑病	46
64	血栓性血小板減少性紫斑病	0

	疾病名	受 給 者 数 (人)
65	原発性免疫不全症候群	1
66	Ig A 腎症	44
67	多発性嚢胞腎	24
68	黄色靱帯骨化症	22
69	後縦靱帯骨化症	120
70	広範脊柱管狭窄症	7
71	特発性大腿骨頭壊死症	34
72	下垂体性 ADH 分泌異常症	14
73	下垂体性 TSH 分泌亢進症	1
74	下垂体性 PRL 分泌亢進症	10
75	クッシング病	2
76	下垂体性ゴナドトロピン分泌 亢進症	0
77	下垂体性成長ホルモン分泌亢 進症	8
78	下垂体前葉機能低下症	33
79	家族性高コレステロール血症 (ホモ接合体)	0
80	甲状腺ホルモン不応症	0
81	先天性副腎皮質酵素欠損症	0
82	先天性副腎低形成症	0
83	アジソン病	0
84	サルコイドーシス	41
85	特発性間質性肺炎	16
86	肺動脈性肺高血圧症	5
87	肺静脈閉塞症／肺毛細血管腫 症	0
88	慢性血栓塞栓性肺高血圧症	4
89	リンパ脈管筋腫症	3
90	網膜色素変性症	32
91	バッド・キアリ症候群	0

	疾病名	受 給 者 数 (人)
92	特発性門脈圧亢進症	0
93	原発性胆汁性胆管炎	21
94	原発性硬化性胆管炎	3
95	自己免疫性肝炎	13
96	クローン病	93
97	潰瘍性大腸炎	270
98	好酸球性消化管疾患	4
99	慢性特発性偽性腸閉塞症	0
100	巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不 全症	0
101	腸管神経節細胞僅少症	0
102	ルビンシュタイン・テイビ症候 群	0
103	CFC 症候群	0
104	コステロ症候群	0
105	チャージ症候群	0
106	クリオピリン関連周期熱症候 群	0
107	若年性特発性関節炎	1
108	TNF 受容体関連周期性症候群	0
109	非典型溶血性尿毒症症候群	0
110	ブラウ症候群	0
111	先天性ミオパチー	1
112	マリネスコ・シェーグレン症候 群	0
113	筋ジストロフィー	1
114	非ジストロフィー性ミオトニ ー症候群	0
115	遺伝性周期性四肢麻痺	0
116	アトピー性脊髄炎	0
117	脊髄空洞症	2
118	脊髄髄膜瘤	0

	疾病名	受 給 者 数 (人)
119	アイザックス症候群	0
120	遺伝性ジストニア	0
121	神経フェリチン症	0
122	脳表ヘモジデリン沈着症	0
123	禿頭と変形性脊椎症を伴う常染色体劣性白質脳症	0
124	皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症	2
125	神経軸索スフェロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症	0
126	ペリー症候群	0
127	前頭側頭葉変性症	0
128	ビッカースタッフ脳幹脳炎	0
129	痙攣重積型（二相性）急性脳症	0
130	先天性無痛無汗症	0
131	アレキサンダー病	2
132	先天性核上性球麻痺	0
133	メビウス症候群	0
134	中隔視神経形成異常症/ドモルシア症候群	0
135	アイカルディ症候群	0
136	片側巨脳症	0
137	限局性皮質異形成	0
138	神経細胞移動異常症	1
139	先天性大脳白質形成不全症	0
140	ドラベ症候群	0
141	海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん	0
142	ミオクロニー欠神てんかん	0
143	ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん	0

	疾病名	受 給 者 数 (人)
144	レノックス・ガストー症候群	1
145	ウエスト症候群	0
146	大田原症候群	0
147	早期ミオクロニー脳症	0
148	遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん	0
149	片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群	0
150	環状 20 番染色体症候群	0
151	ラスムッセン脳炎	0
152	P C D H 19 関連症候群	0
153	難治頻回部分発作重積型急性脳炎	0
154	徐波睡眠期持続性棘徐波を示すてんかん性脳症	1
155	ランドウ・クレフナー症候群	0
156	レット症候群	0
157	スタージ・ウェーバー症候群	0
158	結節性硬化症	2
159	色素性乾皮症	0
160	先天性魚鱗癬	1
161	家族性良性慢性天疱瘡	0
162	類天疱瘡（後天性表皮水疱症を含む。）	1
163	特発性後天性全身性無汗症	0
164	眼皮膚白皮症	0
165	肥厚性皮膚骨膜炎	0
166	弾性線維性仮性黄色腫	0
167	マルファン症候群	1
168	エーラス・ダンロス症候群	0

	疾病名	受 給 者 数 (人)
169	メンケス病	0
170	オクシピタル・ホーン症候群	0
171	ウィルソン病	1
172	低ホスファターゼ症	0
173	VATER 症候群	0
174	那須・ハコラ病	0
175	ウィーバー症候群	0
176	コフィン・ローリー症候群	0
177	ジュベール症候群関連疾患	0
178	モワット・ウィルソン症候群	0
179	ウィリアムズ症候群	0
180	A T R - X 症候群	0
181	クルーゾン症候群	0
182	アペール症候群	0
183	ファイファー症候群	0
184	アントレー・ビクスラー症候群	0
185	コフィン・シリズ症候群	0
186	ロスムンド・トムソン症候群	0
187	歌舞伎症候群	0
188	多脾症候群	0
189	無脾症候群	0
190	鰓耳腎症候群	0
191	ウェルナー症候群	0
192	コケイン症候群	0
193	ブラダー・ウィリ症候群	0
194	ソトス症候群	0
195	ヌーナン症候群	0
196	ヤング・シンプソン症候群	0
197	1 p36 欠失症候群	0
198	4 p 欠失症候群	0

	疾病名	受 給 者 数 (人)
199	5p 欠失症候群	0
200	第 14 番染色体父親性ダイソミ ー症候群	0
201	アンジェルマン症候群	0
202	スミス・マギニス症候群	0
203	22q11.2 欠失症候群	0
204	エマヌエル症候群	0
205	脆弱 X 症候群関連疾患	0
206	脆弱 X 症候群	0
207	総動脈幹遺残症	0
208	修正大血管転位症	1
209	完全大血管転位症	0
210	単心室症	0
211	左心低形成症候群	0
212	三尖弁閉鎖症	1
213	心室中隔欠損を伴わない肺動 脈閉鎖症	1
214	心室中隔欠損を伴う肺動脈閉 鎖症	0
215	ファロー四徴症	3
216	両大血管右室起始症	0
217	エプスタイン病	0
218	アルポート症候群	0
219	ギャロウェイ・モワット症候群	0
220	急速進行性糸球体腎炎	4
221	抗糸球体基底膜腎炎	0
222	一次性ネフローゼ症候群	34
223	一次性膜性増殖性糸球体腎炎	0
224	紫斑病性腎炎	0
225	先天性腎性尿崩症	0
226	間質性膀胱炎（ハンナ型）	0
227	オスラー病	6
228	閉塞性細気管支炎	0

	疾病名	受 給 者 数 (人)
229	肺胞蛋白症（自己免疫性又は先天性）	1
230	肺胞低換気症候群	0
231	$\alpha 1$ -アンチトリプシン欠乏症	0
232	カーニー複合	0
233	ウォルフラム症候群	0
234	ペルオキシソーム病（副腎白質ジストロフィーを除く。）	0
235	副甲状腺機能低下症	0
236	偽性副甲状腺機能低下症	0
237	副腎皮質刺激ホルモン不応症	0
238	ビタミンD抵抗性くる病/骨軟化症	0
239	ビタミンD依存性くる病/骨軟化症	0
240	フェニルケトン尿症	0
241	高チロシン血症 1 型	0
242	高チロシン血症 2 型	0
243	高チロシン血症 3 型	0
244	メープルシロップ尿症	0
245	プロピオン酸血症	0
246	メチルマロン酸血症	0
247	イソ吉草酸血症	0
248	グルコーストランスポーター1欠損症	0
249	グルタル酸血症 1 型	0
250	グルタル酸血症 2 型	0
251	尿素サイクル異常症	0
252	リジン尿性蛋白不耐症	0
253	先天性葉酸吸収不全	0

	疾病名	受 給 者 数 (人)
254	ポルフィリン症	1
255	複合カルボキシラーゼ欠損症	0
256	筋型糖原病	0
257	肝型糖原病	0
258	ガラクトース-1-リン酸ウリジルトランスフェラーゼ欠損症	0
259	レシチンコレステロールアシルトランスフェラーゼ欠損症	0
260	シトステロール血症	0
261	タンジール病	1
262	原発性高カイロミクロン血症	0
263	脳腱黄色腫症	0
264	無 β リポタンパク血症	0
265	脂肪萎縮症	0
266	家族性地中海熱	0
267	高 I g D 症候群	0
268	中條・西村症候群	0
269	化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・アクネ症候群	0
270	慢性再発性多発性骨髄炎	0
271	強直性脊椎炎	5
272	進行性骨化性線維異形成症	0
273	肋骨異常を伴う先天性側弯症	0
274	骨形成不全症	0
275	タナトフォリック骨異形成症	0
276	軟骨無形成症	0
277	リンパ管腫症/ゴーハム病	0
278	巨大リンパ管奇形（頸部顔面病変）	0

	疾病名	受給者数(人)
279	巨大静脈奇形(頸部口腔咽頭びまん性病変)	0
280	巨大動静脈奇形(頸部顔面又は四肢病変)	0
281	クリッペル・トレノネー・ウェーバー症候群	1
282	先天性赤血球形形成異常性貧血	0
283	後天性赤芽球癆	1
284	ダイヤモンド・ブラックファン貧血	0
285	ファンconi貧血	0
286	遺伝性鉄芽球性貧血	0
287	エプスタイン症候群	0
288	自己免疫性後天性凝固因子欠乏症	1
289	クローンカイト・カナダ症候群	1
290	非特異性多発性小腸潰瘍症	0
291	ヒルシュスプルング病(全結腸型又は小腸型)	0
292	総排泄腔外反症	0
293	総排泄腔遺残	0
294	先天性横隔膜ヘルニア	0
295	乳幼児肝巨大血管腫	0
296	胆道閉鎖症	2
297	アラジール症候群	0
298	遺伝性膀胱炎	1
299	嚢胞性線維症	0
300	I g G 4 関連疾患	6

	疾病名	受給者数(人)
301	黄斑ジストロフィー	0
302	レーベル遺伝性視神経症	0
303	アッシャー症候群	0
304	若年発症型両側性感音難聴	0
305	遅発性内リンパ水腫	0
306	好酸球性副鼻腔炎	10
307	カナバン病	0
308	進行性白質脳症	0
309	進行性ミオクロームステんかん	0
310	先天異常症候群	0
311	先天性三尖弁狭窄症	0
312	先天性僧帽弁狭窄症	0
313	先天性肺静脈狭窄症	0
314	左肺動脈右肺動脈起始症	0
315	ネイルパテラ症候群(爪膝蓋骨症候群) / L M X 1 B 関連腎症	10
316	カルニチン回路異常症	0
317	三頭酵素欠損症	0
318	シトリン欠損症	0
319	セピアプテリン還元酵素(S R)欠損症	0
320	先天性グリコシルホスファチジルイノシトール(GPI)欠損症	0
321	非ケトーシス型高グリシン血症	0
322	β-ケトチオラーゼ欠損症	0

	疾病名	受給者数(人)
323	芳香族 L-アミノ酸脱炭酸酵素欠損症	0
324	メチルグルタコン酸尿症	0
325	遺伝性自己炎症疾患	0
326	大理石骨病	0
327	特発性血栓症（遺伝性血栓性素因によるものに限る。）	0
328	前眼部形成異常	0

	疾病名	受給者数(人)
329	無虹彩症	0
330	先天性気管狭窄症／先天性声門下狭窄症	0
331	特発性多中心性キャスルマン病	2
332	膠様滴状角膜ジストロフィー	0
333	ハッチンソン・ギルフォード症候群	0
	総計	2,028

- * 平成 27 年 1 月 1 日から、難病の患者に対する医療等に関する法律が施行された。
- * 平成 30 年 4 月 1 日から、330 疾病から 331 疾病に疾病数が拡大された。
- * 令和元年 7 月 1 日から、331 疾病から 333 疾病に疾病数が拡大された。

（２）先天性血液凝固因子障害等治療研究事業

先天性血液凝固因子障害等患者のおかれている特別な立場にかんがみ、その患者の医療保険の自己負担分を治療研究事業として公費負担することにより経済的負担を軽減し治療を促進します。

(令和 3 年 3 月 31 日現在)

疾患名	受給者証交付件数
第Ⅰ因子（フィブリノゲン）欠乏症	1
第Ⅱ因子（プロトロンビン）欠乏症	0
第Ⅴ因子（不安定因子）欠乏症	1
第Ⅶ因子（安定因子）欠乏症	0
第Ⅷ因子欠乏症（血友病 A）	2
第Ⅸ因子欠乏症（血友病 B）	3
第Ⅹ因子（スチュアートブラウア因子）欠乏症	0
第ⅩⅢ因子（フィブリン安定化因子）欠乏症	0
Von Willebrand（フォン・ヴィルブランド）病	3
第ⅩⅠ因子（PTA）欠乏症	0
第ⅩⅡ因子（ヘイグマン因子）欠乏症	0
計	10

（３）肝炎治療特別推進事業

B型・C型肝炎ウイルス性肝炎の根治を目的として行うインターフェロン治療、B型肝炎ウイルス性肝炎に対して行われる核酸アナログ製剤治療並びにC型肝炎ウイルス性肝炎に対して行われるインターフェロンフリー治療にかかる医療費（保険適応分）の自己負担分の一部を公費で助成します。

公費負担医療受給状況（令和２年度）

インターフェロンフリー治療受給者数	28
核酸アナログ製剤治療受給者数（新規）	10
核酸アナログ製剤治療受給者数（更新）	65
合 計	103

４ 難病在宅ケア事業

保健、医療及び福祉の各関係機関が相互に連携し、難病患者の療養生活を支援するとともに適切なサービスを提供できるように地域支援体制の整備をはかります。

（１）鈴鹿地域難病地域ケア会議の開催

難病患者に対して、在宅療養生活の支援システムを構築し、関係諸機関と連携を深めるとともに、地域住民に対して疾患の理解と早期発見・早期治療のための普及啓発を行い、地域に根ざしたネットワークづくりを目的として、鈴鹿地域難病地域ケア会議を設置しています。

開催日時・場所	議 題	構成機関
令和３年３月 １６日（火） （書面報告のみ）	（１）鈴鹿保健所における難病対策について ・鈴鹿保健所における難病対策の取組状況について ・鈴鹿保健所管内における医療費助成受給者の状況 （２）三重県の難病対策 （３）難病診療連携コーディネーターの活動報告 （４）難病相談支援センターの事業報告 （５）各機関からの意見・情報共有	ますずがわ神経内科クリニック・鈴鹿市医師会・亀山医師会・鈴鹿歯科医師会・亀山歯科医師会・鈴鹿亀山薬剤師会・鈴鹿病院・鈴鹿中央総合病院・亀山市立医療センター・鈴鹿回生病院・三重県訪問看護ステーション協議会 鈴鹿地区・三重県介護支援専門員協会 鈴鹿支部・鈴鹿市社会福祉協議会・亀山市社会福祉協議会 ・鈴鹿亀山地区広域連合 鈴鹿市健康福祉部（障害福祉課・長寿社会課）・亀山市健康福祉部（地域福祉課・長寿健康課）・三重大学医学部附属病院・三重県難病相談支援センター

（２）医療相談事業

専門医師の相談・指導の場を提供することによって、難病患者及びその家族の病気や療養上の悩みや不安を解消し、生活の質の向上を図ることを目的として行います。

※新型コロナウイルス感染症の影響により実施を見合わせました。

（３）患者・家族交流会への支援

パーキンソン病、脊髄小脳変性症等の患者及び家族等が相互の親睦を図り、情報交換することを目的として開催している「ほほえみ会」が、円滑に運営できるよう支援しています。

（４）相談及び家庭訪問数

難病患者やその家族が抱える日常生活及び療養上の問題についての相談や必要に応じて家庭訪問を行います。

	延べ数（件）
電話による相談件数	40 件
来所による相談件数	10 件
家庭訪問件数	36 件

（５）人材育成

パーキンソン病、脊髄小脳変性症、筋萎縮性側索硬化症等の神経難病患者やその家族の多様かつ個別のニーズに応え、在宅療養を支えていくためには、専門職による支援が必要です。

このことから、地域で患者の在宅療養に関わる保健、医療及び福祉関係職員等を対象に、資質の向上を目的として研修を行います。

※新型コロナウイルス感染症の影響により実施を見合わせました。

施策 131 地域福祉の推進

基本事業 2 生きづらさを抱えている人を受け止める社会づくり（担当課：健康増進課）

主な取組内容

1. 県民がこころの健康づくりの重要性を認識し、自ら実践することができるようにするため、こころの健康に関する啓発を行います。
2. 身近なところでこころの健康づくりを支援できるよう、職域、学校、地域機関等と協働して、支援体制を整備します。

1 自殺対策事業

啓発及び住民に身近な健康づくりを担う各市・市民団体の後方支援と人材育成を行います。

（１）啓発活動の実施

※新型コロナウイルス感染症の影響により、イベント等が中止されたため、庁舎内で啓発を実施しました。

（２）人材育成

※新型コロナウイルス感染症の影響により実施を見合わせました。

(3) 関係機関・団体との協働および支援

※例年、管内市町と啓発活動等で協働していますが、新型コロナウイルス感染症の影響により実施を見合わせました。

基本事業 4 ユニバーサルデザインのまちづくりの推進（担当課：総務企画課）

主な取組内容

「三重おもいやり駐車場利用証制度」を推進します。

1 三重おもいやり駐車場利用証制度

令和3年3月31日現在

鈴鹿保健所利用証交付数：134枚

施設数：鈴鹿市 290 施設 527 区画

亀山市 44 施設 77 区画

基本事業 5 戦没者遺族等の支援（担当課：地域保健課）

主な取組内容

原子爆弾被爆者の健康管理や各種手当の支給等を実施します。

1 原子爆弾被爆者対策事業

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律により、被爆者健康手帳所持者等の健康管理のため、毎年2回の定期健康診断及び希望者に対してがん検診を実施します。また、同法に基づく各種手当を対象者に支給します。

(1) 被爆者健康手帳所持者（令和3年3月31日現在）

	計	鈴鹿市	亀山市
所持者数	32	28	4

(2) 被爆者健康診断受診状況

ア 定期健康診断受診者数

	健診期間	受診者数
第1回	令和2年7月1日～7月31日	14
第2回	令和2年11月16日～12月28日	12

イ がん検診受診者数

	胃がん	肺がん	乳がん	子宮がん	多発性骨髄腫	大腸がん
受診者数	0	0	1	1	1	1

(3) 各種手当受給状況

(令和3年3月31日現在)

手当名等	支給対象者数
医療特別手当	2
健康管理手当	21
保健手当（一般）	1
保健手当（増額）	0

手当名等	支給対象者数
介護手当	0
家族介護手当	0
葬祭料	4

* 葬祭料については、令和2年度支払い件数

施策 132 障がい者の自立と共生

基本事業 1 障がい者の地域生活・就労の支援と福祉サービスの充実（担当課：総務企画課）

主な取組内容

1. 障がいのある人が地域で自立して暮らすことのできるよう、日中活動の場やグループホーム等のサービス基盤の整備を促進します。
2. 障がい福祉サービス事業者が生活全般にわたる障がい福祉サービス等を適切に提供できるよう支援をします。

1 指定障害福祉サービス事業所等設置数

(障害者総合支援法に基づくもの・サービス種類設置数) (令和3年4月1日現在)

サービスの種類	設置数計	鈴鹿市	亀山市
居宅介護	36	30	6
重度訪問介護	28	23	5
同行援護	7	6	1
行動援護	2	2	0
療養介護	2	2	0
生活介護	17	13	4
宿泊型自立訓練	1	1	0
自立訓練(生活訓練)	1	1	0
就労移行支援	6	5	1
就労継続支援 A	11	10	1
就労継続支援 B	39	34	5
共同生活援助	20	17	3
施設入所支援	4	4	0
短期入所	13	12	1
一般相談支援	2	2	0
特定相談支援	15	13	2

2 障害児通所支援事業所及び入所支援事業所等設置数

(児童福祉法に基づくもの・サービス種類設置数)

(令和3年4月1日現在)

サービスの種類	設置数計	鈴鹿市	亀山市
児童発達支援	20	17	3
放課後等デイサービス	38	31	7
保育所等訪問支援	6	6	0
医療型障害児入所施設	1	1	0
障害児相談支援	11	9	2

基本事業4 精神障がい者の保健医療の確保（主担当：地域保健課）

主な取組内容

1. 精神障がい者の地域移行等にかかる相談を訪問、所内面接、電話等により支援します。
2. 精神障がい者の地域における生活の支援及び社会参加の促進をはかります。
3. 精神障がい者の実態把握に努め、精神保健福祉の普及・啓発をはかるとともに、通院医療費の自己負担軽減、障がい者の自立、社会参加を目的に自立支援医療費（精神通院）の支給や精神障害者保健福祉手帳の交付を行います。

1 精神障がい者保健福祉相談指導事業

精神障がい者を有する方やその家族等に対し、相談や家族会支援等を行います。

また、2ヶ月に1回、専門医によるこころの健康相談を行います。

（1）精神保健福祉相談及び訪問指導

	計	電話相談	面接※	家庭訪問
相談延べ件数	482	392	28	62

※面接件数のうち数

	専門医による面接
相談延べ件数	7

専門医によるこころの健康相談開催日 … 奇数月原則第1木曜日 13:30～15:30

（2）家族支援

ひきこもり者家族交流会の開催

開催回数	内容	出席回数
毎月第3火曜日 (鈴鹿保健所) 年7回	(1) 家族の交流と勉強会 (2) 研修会(1回)	7回

（３）鈴鹿地域精神保健福祉連絡会の開催

精神保健医療福祉関係機関の連携強化を促進し、当事者が暮らしやすい地域づくりを推進します。

構成機関：鈴鹿市、亀山市、管内精神科医療機関、ジェイエイみえ会、障害者総合相談支援センターあい、三重障害者職業センター、精神障がい者地域家族会、精神保健福祉ボランティア、管内市社会福祉協議会、鈴鹿公共職業安定所、管内警察署、地域包括支援センター、司法書士会、市民団体 他

開催日・場所	内 容	機関数
令和２年 １２月１７日（木） （書面報告のみ）	(1) 令和元年度鈴鹿地域精神保健福祉事業実績について (2) 令和３年度鈴鹿地域精神保健福祉連絡会事業計画（案）について (3) 精神障がい者アウトリーチ体制構築事業の活動報告について (4) 各所属からのご意見、情報提供等	29 機関

（４）市及び関係機関に対する支援

精神障がい者を地域で支える体制づくりをより具体的に推進するために市及び関係団体に情報提供や技術的協力などを支援します。

ア 精神障がい者アウトリーチ地域支援体制整備事業

対象者選定会議

参加回数	内容	参加者
８回	委託事業所に紹介のあったケースについて、事業の対象者としての可否を判断	管内精神保健医療福祉関係機関の実務者

定例情報交換会

参加回数	内容	参加者
９回	情報交換、ケースの共有	委託事業所、保健所

イ ケース（事例）会議

参加回数	内容	参加者
18回	処遇困難ケースについてケース及び家族にかかわる支援体制等の検討	鈴鹿市、亀山市、鈴鹿厚生病院、小学校、警察、障害者総合相談支援センターあい、地域包括支援センター 他

ウ 自立支援協議会 精神保健ワーキングへの参加

参加回数	内容	参加者
11 回	個別支援事例を通して地域課題を抽出し、地域自立支援協議会へ課題を提言する。	管内精神保健医療福祉関係機関及び団体の実務者

(5) 鈴鹿保健所地域精神保健福祉危機管理連絡会（精神危機ネット鈴鹿）の開催

開催日・場所	内 容	機関数
令和 3 年 2 月 5 日 (書面報告のみ)	鈴鹿保健所管内における通報事例への対応 (1) 県内保健所別 通報・措置件数 (2) 鈴鹿保健所 通報対応結果と月別措置件数 (3) 精神保健福祉法第 23 条（警察官通報）一覧表	6 機関

2 精神保健医療対策

精神保健福祉法に基づく申請、通報、届出のあった精神障がい者が、その障がいのために自身を傷つけ又は他害のおそれのあるときは、精神保健指定医に受診させ、その結果に基づいて必要な措置を講じます。

(1) 精神保健措置事業

精神保健福祉法に基づく申請、通報の受理・措置状況

区 分	件数	うち診察件数	うち入院件数
法第 22 条申請（診察及び保護の申請）	0	0	0
法第 23 条通報（警察官の通報）	36	21	17(14)
法第 26 条の 2 届出（精神科病院管理者の届出）	0	0	0
計	36	21	17(14)

()は法第 29 条による措置入院件数

(2) 精神通院医療費負担事業（自立支援医療）

精神疾患（てんかんを含む）の治療のために、指定医療機関に通院されている方を対象に、通院医療費が公費にて負担される制度です。（有効期間：1 年間）

受給者証の交付者数（令和 3 年 3 月 31 日現在）

	計	鈴鹿市	亀山市
交付者数	4,514	3,785	729

(3) 精神障害者保健福祉手帳交付事業

手帳の交付を受けた方に対し、各方面の協力により各種サービスが提供されるとともに、精神障がい者の社会復帰・社会参加の促進を図ることを目的としています。（有効期間：2 年間）

精神障害者保健福祉手帳所持状況（令和3年3月31日現在）

交付者数		計	鈴鹿市	亀山市
障害等級	1 級	129	108	21
	2 級	1,146	940	206
	3 級	570	464	106
計		1,845	1,512	333

施策 144 医薬品等の安全・安心の確保と動物愛護の推進

基本事業 1 医薬品等の安全な製造・供給の確保（担当課：衛生指導課）

主な取組内容

1. 薬局や医薬品販売施設等の監視指導の充実や自主管理体制の促進をはかります。
2. 毒物劇物製造施設等の監視指導を実施し、毒物劇物の安全な取扱いを推進するとともに事故の発生防止に努めます。
3. 「愛の血液助け合い運動」をはじめとするキャンペーンに取り組み、献血思想の普及啓発等による献血の推進をはかり県内で必要な血液を確保します。

1 薬事

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、毒物及び劇物取締法等に基づき、医薬品等の製造、流通、消費に至るまで保健衛生上の見地から監視指導を実施します。

（1）薬事関係施設数

（令和3年3月31日現在）

施設名			計	鈴鹿市	亀山市	調査監視件数
薬局			112	91	21	50
薬局医薬品製造業			4	4	0	0
薬局医薬品製造販売業			4	4	0	0
医薬品	店舗販売業		48	37	11	18
	卸売販売業		12	10	2	4
	薬種商販売業		0	0	0	0
	特例販売業		1	0	1	0
医療機器	販売業	高度管理医療機器等	94	76	18	36
		管理医療機器	598	481	117	78
	貸与業	高度管理医療機器等	37	29	8	19
		管理医療機器	43	38	5	13
毒物劇物	製造業		8	2	6	4
	販売業	一般	53	41	12	12
		農業用品目	29	22	7	2
		特定品目	3	3	0	1
	要届出業務上取扱者		2	1	1	0
計			1048	839	209	237

2 献血推進

医療に必要な血液製剤をすべて自国の献血で確保する体制を早期に確立するため、献血思想の普及、献血組織の充実に努め、特に輸血による安全性向上の面から、400mL 献血の推進をはかります。

また、少子高齢化の進行により献血可能人口の減少が懸念されることから管内高校等を訪問し、将来の献血を担う若年層への普及啓発に取り組みます。

(1)「愛の血液助け合い運動」街頭ページェントの実施

実施日・場所	実施内容	申込者数	献血者数
令和2年8月2日(日) イオンモール鈴鹿	街頭献血及び啓発資材の配布	64	55

(2) 献血キャンペーンの開催

開催日・場所	申込者数	献血者数
令和2年12月6日(日) イオンモール鈴鹿	64	55
令和3年2月14日(日) イオンモール鈴鹿	50	40

(3) 移動採血車による献血者数

	400mL 献血(人数)	献血バス稼働数(台)
鈴鹿市	3,855	82.4
亀山市	675	14.7
計	4,924	97.1

(4) 管内高等学校等の訪問数

訪問数	0
-----	---

※新型コロナウイルス感染症の影響により、文書での対応としました。

基本事業2 人と動物との共生環境づくり(担当課:衛生指導課)

主な取組内容

1. 狂犬病及び犬による危害を防止するため、野犬等の捕獲、抑留並びに飼い犬の引取りを行います。
2. 動物の適正飼養の普及啓発を進め、動物に対する正しい理解のもとに生命を尊重する精神を育むために、「動物愛護ポスター展」や「犬との接し方教室」等を実施します。
3. 「動物の愛護及び管理に関する法律」及び「三重県動物の愛護及び管理に関する条例」に基づき、動物取扱業の登録事務や飼養施設の監視指導を実施します。

1 狂犬病予防等

「狂犬病予防法」並びに「三重県動物の愛護及び管理に関する条例」に基づき、野犬の捕獲、並びに犬や猫の引取りを行います。

犬捕獲等業務及び猫収容等業務

	犬捕獲数	引取数	負傷等収容数	返還数	処分数	譲渡数
犬	34	60	0	64	2	28
猫		5	28	0	18	15

事故届出（咬傷犬 9 件）

2 特定動物の飼養状況

哺乳類・鳥類・爬虫類の中で、人の生命・身体・財産に侵害を与えるおそれのある動物の飼養には「動物の愛護及び管理に関する法律」に基づく許可が必要です。

（令和 3 年 3 月 31 日現在）

飼育場所	種類	数	目的
鈴鹿市	ニホンザル	3 匹	展示
鈴鹿市	ブラジルカイマン	1 匹	愛がん
鈴鹿市	イヌワシ	1 羽	愛がん
亀山市	ニホンザル	1 匹	その他
亀山市	ニホンザル	1 匹	愛がん
鈴鹿市	ヨウスコウワニ	1 匹	愛がん

3 犬及び猫の飼育に関する苦情受付件数

計		飼い方指導 （糞尿・放し飼い・ 鳴き声等）	野犬・放浪犬 保護依頼	負傷・指導依頼	失踪照会	その他
犬	389	40	73	5	137	134
猫	759	176		23	112	448
他	152					152

4 動物愛護の絵・ポスター展

毎年、9 月 20 日から 26 日に定められている動物愛護週間行事の一環として各小学校、中学校の児童、生徒を対象に動物愛護の絵・ポスターを募集し、入賞作品を展示します。

（1）動物愛護の絵・ポスター応募枚数

	計	鈴鹿市	亀山市
小学校	1,585	1,519	66
中学校	143	142	1

(2) 動物愛護の絵・ポスター入賞作品展

展示期間	会場
	中止

※新型コロナウイルス感染症の影響のため県内巡回展示は中止となり、三重県動物愛護推進センター（あすまいる）での展示のみとなりました。

5 動物取扱業の登録状況

「動物の愛護及び管理に関する法律」及び「三重県動物の愛護及び管理に関する条例」に基づき、動物の販売等を営む事業所は登録が必要です。

(1) 登録状況

(令和3年3月31日現在)

業種	販売	保管	貸出	訓練	展示
登録数	66	55	1	7	8
監視数	19	15	0	2	0

基本事業3 薬物乱用防止対策の推進（担当課：衛生指導課）

主な取組内容

1. 不正けし等について民間団体等と協働して発見、除去に取り組みます。
2. 薬物乱用の未然防止をはかるため、街頭における啓発活動等を実施します。
3. 医療機関や麻薬小売業者等への立入検査を実施し、麻薬及び向精神薬の適正使用と適正な管理を指導します。

1 不正けし等の発見、除去

不正栽培の防止及び自生している不正大麻・けしを撲滅するために自生けし等の除去を行います。

(1) 県民参加で実現する“けしのクリーンアップ”運動

関係機関、薬物乱用防止指導員及び市並びに自治会等民間団体と連携し、不正大麻・けしについて、県民に対し幅広く正しい知識の普及を図るとともに、自生けし等の除去を行います。

運動期間	除去活動協力団体	活動回数・除去本数
令和2年4月1日～ 令和2年6月30日	鈴鹿市保護司会 亀山保護司会 鈴鹿亀山薬剤師会 ロータリークラブ ライオンズクラブ 他	活動日数 20日 除去箇所 48ヶ所 除去本数 41,384本

2 薬物乱用防止対策

覚せい剤、麻薬、大麻、危険ドラッグなどの薬物乱用は本人の心身に害を及ぼすことはもちろんのこと、凶悪犯罪を誘発するなど社会的、経済的にも計り知れない害悪を及ぼします。特に、最近の厳しい薬物情勢に対処するため薬物乱用防止のため啓発活動に取り組みます。

(1)「ダメ。ゼッタイ。」普及運動街頭キャンペーンの実施

国連の薬物乱用問題への取り組みのひとつである「国連薬物乱用根絶宣言」の支援事業の一環として本運動を行い、青少年を主体に広く県民に薬物の恐ろしさ、乱用防止の大切さを強く訴え、乱用撲滅への県民の合意を形成するとともに意識の高揚をはかります。

(キャンペーン期間：毎年6月20日から7月19日まで)

ア 街頭キャンペーンの実施

鈴亀地区薬物乱用防止指導者協議会の協力を得て街頭キャンペーンを実施します。

実施日	実施場所	実施内容
令和2年6月22日(月) ～7月17日(金)	三重県鈴鹿庁舎 1F入り口付近	月間啓発用ののぼり旗の設置、啓発資材配布

※新型コロナウイルス感染症の影響を受け、規模を縮小して実施しました。

(2) 麻薬・覚せい剤乱用防止運動の実施

麻薬・覚せい剤等の乱用による危害を広く県民に周知し、県民一人ひとりの認識を高めることにより、麻薬・覚せい剤等の根絶をはかります。

(運動期間：毎年10月1日から11月30日まで)

ア ポスター等による啓発活動の実施

三重県が募集した「薬物乱用防止」ポスターの応募数

	計	鈴鹿市	亀山市
中学校	337	282	55
高校	0	0	0

三重県が募集した「薬物乱用防止」ポスター展

鈴亀地区薬物乱用防止指導者協議会の協力を得てポスター展示を実施します。

実施期間	場所	実施内容
令和2年10月23日 ～10月26日	イオンモール鈴鹿	「薬物乱用防止」入賞ポスターの展示
令和2年12月18日 ～令和3年1月6日	鈴鹿ハンター	「薬物乱用防止」応募ポスターの展示 (鈴鹿地区)
令和3年1月15日 ～1月22日	亀山エコー	「薬物乱用防止」応募ポスターの展示 (亀山地区)

3 麻薬等関係施設等

(令和3年3月31日現在)

施設等		計	鈴鹿市	亀山市	調査監視件数
麻薬製造業者		1	1	0	4
麻薬輸入業者		0	0	0	0
麻薬小売業者		98	80	18	48
麻薬診療施設	病院	13	10	3	12
	診療所	60	51	9	4
	家畜診療所	17	15	2	0
麻薬研究者		4	4	0	4
覚せい剤製造業者		1	1	0	4
覚せい剤研究者		2	2	0	4
覚せい剤原料研究者		0	0	0	0
覚せい剤原料取扱者		2	2	0	1
計		198	166	32	81

基本事業 4 生活衛生営業の衛生確保 (担当課：衛生指導課)

主な取組内容

1. 生活衛生関係事業者に対し衛生指導を行い、衛生水準意識の向上と自主管理体制の整備に努めます。
2. 理容・美容所等の立入調査や旅館の監視指導を行います。

1 生活衛生

理容所、美容所、クリーニング所、旅館、公衆浴場、興行場等日常生活に密着した営業施設に対して衛生水準の維持向上をはかるため、施設の監視指導を行います。

(1) 生活衛生関係営業施設・調査監視数

(令和3年3月31日現在)

施設名		施設数	調査監視件数
理容所		215	8
美容所		476	36
クリーニング所	工場	34	0
	取次所	97	1
旅館		74	34
公衆浴場		30	28
興行場		6	1
計		919	107

施策 145 食の安全・安心の確保

基本事業 1 食の安全・安心の確保 (担当課：衛生指導課)

主な取組内容

1. 食品の製造、流通および販売にいたる各段階で、食中毒の発生頻度や広域流通性等の視点で危害発生リスクが高いと考えられる施設の重点監視、指導、検査を実施します。

1 食品衛生

食品による危害の発生を防止するため、食品衛生法に基づく許可営業施設等に対する監視指導の実施と流通食品等の収去検査を行います。

また、食品取扱い者及び消費者に対して衛生講習を行うなど、食品衛生思想の普及啓発を行い、食品衛生指導員による自主活動を推進し、食中毒の予防に努めます。

(1) 食品関係営業施設数

ア 食品衛生法第 52 条による許可施設【自動車、臨時、露店は除く】

(令和 3 年 3 月 31 日現在)

業 種	計	鈴鹿市	亀山市
飲食店営業	1,941	1,581	360
菓子製造業	329	254	75
乳処理業	0	0	0
乳製品製造業	2	1	1
魚介類販売業	248	197	51
魚介類せり売営業	3	2	1
魚肉ねり製品製造業	1	1	0
食品の冷凍又は冷蔵業	8	8	0
缶詰又は瓶詰食品製造業	1	0	1
喫茶店営業（内数：自動販売機）	606(585)	456(436)	150(149)
あん類製造業	1	0	1
アイスクリーム類製造業	48	33	15
乳類販売業	319	246	73
食肉処理業	12	8	4
食肉販売業	258	206	52
食肉製品製造業	4	4	0
みそ製造業	5	4	1
しょうゆ製造業	2	2	0
ソース類製造業	1	1	0
酒類製造業	2	1	1
豆腐製造業	4	3	1
めん類製造業	6	6	0
そうざい製造業	23	17	6
添加物製造業	2	2	0
清涼飲料水製造業	5	2	3

氷雪製造業	1	1	0
氷雪販売業	2	2	0
計	3,834	3,038	796

イ 三重県食品衛生規則第 5 条による届出施設

(令和 3 年 3 月 31 日現在)

業種		計	鈴鹿市	亀山市
許可を要しない食品の製造業		258	185	73
許可を要しない添加物の製造業		2	2	0
給食施設	学校	37	24	13
	病院・診療所	19	15	4
	事業所	7	5	2
	その他	170	128	42
計		493	359	134

ウ 監視指導状況

ランク（監視目安）	対象施設数	監視件数
A（年 1 回監視）	205	96
B（必要に応じて）	206	46
C（必要に応じて）	4,193	368

※対象施設数については R2 年 4 月 1 日現在

エ 食品等の収去及び拭き取り検査結果

検査結果 収去検体		試験した収去検体数	不適検体数	不適理由（延数）						
				細菌数等	異物	添加物使用基準	法定外添加物	残留農薬基準	抗菌性物質	その他*
魚介類		0	0	0	0	0	0	0	0	0
冷凍食品	無加熱摂取冷凍食品	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	凍結直前に加熱された加熱後摂取冷凍食品	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	凍結直前未加熱の加熱後摂取冷凍食品	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	生食用冷凍鮮魚介類	0	0	0	0	0	0	0	0	0
魚介類加工品（缶詰・びん詰を除く。）		0	0	0	0	0	0	0	0	0
肉卵類及びその加工品（缶詰・びん詰を除く。）		0	0	0	0	0	0	0	0	0
生乳		0	0	0	0	0	0	0	0	0
牛乳		0	0	0	0	0	0	0	0	0
乳製品		0	0	0	0	0	0	0	0	0
乳類加工品（アイスクリーム類を除き、マーガリンを含む。）		0	0	0	0	0	0	0	0	0
アイスクリーム類・氷菓		0	0	0	0	0	0	0	0	0

穀類及びその加工品（缶詰・びん詰を除く。）	0	0	0	0	0	0	0	0	0
野菜類・果物及びその加工品（缶詰・びん詰を除く。）	0	0	0	0	0	0	0	0	0
菓子類	0	0	0	0	0	0	0	0	0
清涼飲料水	0	0	0	0	0	0	0	0	0
酒精飲料	0	0	0	0	0	0	0	0	0
氷雪	0	0	0	0	0	0	0	0	0
水	0	0	0	0	0	0	0	0	0
缶詰・びん詰食品	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他の食品	11	0	0	0	0	0	0	0	0
添加物	化学的合成品及びその製剤	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他の添加物	0	0	0	0	0	0	0	0
器具及び容器包装	0	0	0	0	0	0	0	0	0
おもちゃ	0	0	0	0	0	0	0	0	0
拭き取り	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	11	0	0	0	0	0	0	0	0

＊ その他は三重県衛生管理指標に不適合であったものです

※新型コロナウイルス感染症の影響により、一部の検査を見合わせました。

オ 食品表示の監視指導実施状況

	件数	不適数
監視数（店舗数）	66	14
収去食品確認実績（食品数）	4	0

（２）食中毒予防

食中毒事件が発生した場合、危害の拡大防止、再発防止のために原因究明の調査・指導を行います。

ア 食品衛生月間における啓発活動

厚生労働省は、８月を食品衛生月間と定め、全国的に食品衛生思想の普及・啓発をより一層強力に推進しており、その一環として啓発活動を行います。

実施日	実施場所	実施内容
令和２年８月３日（月） ～８月７日（金）	三重県鈴鹿庁舎 １Ｆ入り口付近	月間啓発用ののぼり旗の設置、啓発資材配布

※新型コロナウイルス感染症の影響を受け、規模を縮小して実施しました。

イ 食中毒事故発生件数（０件）

ウ 調理師及び製菓衛生師免許取得状況

	試験申込者数	受験者数	合格者数	合格率 (%)	免許申請者数
調理師	—	—	—	—	15
製菓衛生師	18	14	10	71.4	16

※令和 2 年度から調理師試験を指定試験機関である「公益社団法人調理技術技能センター」に委託して実施しました。

施策 146 感染症の予防と拡大防止対策の推進

基本事業 1 感染症予防のための普及啓発の推進（担当課：健康増進課）

主な取組内容

感染症の発生の予防及びまん延の防止を目的としてホームページに感染症発生動向調査の情報を提供します。

1 感染症発生動向調査事業

感染症のまん延を防止するために感染症に関する情報を収集し、NESID（感染症サーベイランスシステム）で感染症情報センターに報告します。情報収集箇所は、インフルエンザ定点医療機関 10 力所、小児科定点医療機関 6 力所、眼科定点医療機関 1 力所、STD 定点医療機関 2 力所、基幹定点医療機関 1 力所です。

2 1 類～3 類感染症の発生及び行政検査の状況

（1）1 類・2 類感染症（結核を除く、指定感染症・新型インフルエンザ等感染症を含む）の発生件数

発生数	新型コロナウイルス感染症 580 件 （過去 5 年間の発生件数 1 件）
-----	---------------------------------------

（2）3 類感染症の発生状況（腸管出血性大腸菌感染症を除く）の推移

年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
疾患名 及び件数	細菌性赤痢 1 件	0 件	パラチフス 1 件 細菌性赤痢 2 件	細菌性赤痢 1 件	0 件	0 件

（3）腸管出血性大腸菌感染症の推移

年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
患者数	1	6	2	7	5	1
無症状病原体保有者数	2	3	1	1	2	1

（4）検疫所からの検疫通報及び調査件数

通報件数	調査件数
0	0

(5) 細菌培養検査実施件数（行政検査分）

計	細菌性 赤痢	コレラ	腸チフス	パルチフス	腸管出血 性大腸菌	麻しん	風しん	ノロウイルス
6	0	0	0	0	6	0	0	0

基本事業 3 感染症対策のための相談・検査の推進（担当課：健康増進課）

主な取組内容

1. 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定されている感染症の発生を予防するとともに、患者が発生した場合、家族等の接触者に対して調査や検査を実施し、まん延を防止します。
2. エイズをはじめとする性感染症や特定感染症のまん延防止をはかるため、知識の普及、啓発を行うとともに、検査、医療等の相談など総合的に事業を展開します。
3. 結核患者の早期発見・早期治療のため、家族、接触者に対して健康診断を実施し、結核のまん延を防ぎます。また、結核患者の治療に対して公費負担を行います。

1 エイズ及び特定感染症対策

エイズに対する正しい知識の普及啓発をはかるとともに、相談及び抗体検査を実施します。また、希望者には、抗体検査時に特定感染症（梅毒・肝炎）の検査も実施します。

(1) 相談、検査状況

	計	男	女
エイズ相談件数	100	66(66.0%)	34(34.0%)
エイズ検査件数	95	62(65.3%)	33(34.7%)

(2) 相談・検査件数の推移

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
相談数	183	184	185	170	100
検査数	180	177	179	162	95

(3) 特定感染症（梅毒、肝炎）検査件数

	計	男	女
梅毒	94	61	33
B型肝炎	95	60	35
C型肝炎	95	60	35

(4) HIV・性感染症予防研修会の開催

※新型コロナウイルス感染症の影響により開催を見合わせました。

2 ウイルス性肝炎患者等重症化予防推進事業

利用者の利便性に配慮した肝炎ウイルス検査を実施し、肝炎ウイルス陽性者を早期に発見するとともに、相談や陽性者のフォローアップにより早期治療に繋げ、重症化予防を図ります。

同意者（令和3年3月31日現在）：11名

検査費用助成申請件数（令和2年度）：0件

3 結核対策

結核患者に対する適正な医療を普及し、確実な治療への支援を行い、地域の実情に応じた結核対策を行うため、関係機関との協働を推進します。また、結核患者の人権に配慮しつつ、感染拡大の防止、患者の早期発見を目的に、患者・家族・接触者健診を実施し、患者管理の徹底に努めています。

（1）定期結核健康診断実施状況

（令和2年度）

区分	保健所活動以外分			結果	
	胸部X線撮影検査			結核患者数	患者発見率
	対象者数	受診者数	受診率		
事業者	9,979	9,711	97.3%	0	0.0
学校長	3,031	2,984	98.4%	0	0.0
施設長	1,316	1,266	96.2%	0	0.0
市町長	63,575	12,094	19.0%	0	0.0
計	77,901	26,055	33.4%	0	0.0

（2）結核統計

ア 新登録患者数

（ ）は、感染性肺結核の再掲

	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
計	26(18)	30(14)	32(15)	34(11)	20(12)
鈴鹿市	22(15)	26(11)	28(13)	26(8)	16(10)
亀山市	4(3)	4(3)	4(2)	8(3)	4(2)

イ 新登録患者数（活動性分類・年齢別）

（令和2年1月1日～令和2年12月31日）

病型別 年齢区分	計	肺結核活動性			肺外結核 活動性	（別掲） 潜在性結核 感染症
		喀痰塗沫陽性	その他 結核菌陽性	菌陰性・その他		
計	17	6	4	2	5	3
0～4	0	0	0	0	0	0
5～9	0	0	0	0	0	0
10～14	0	0	0	0	0	0
15～19	0	0	0	0	0	0
20～29	3	1	1	1	0	0

30～39	1	0	1	0	0	0
40～49	1	1	0	0	0	1
50～59	2	0	0	0	2	0
60～69	1	0	0	1	0	0
70～79	3	1	1	0	1	1
80～	6	3	1	0	2	1

ウ 登録患者及び登録除外者の状況

令和元年末現在 登録数	年内登録			年内登録除外	令和2年末現在 登録数
	新規	転入	計		
73	20	3	23	42	54

(3) 健康診断の実施状況

結核患者家族及び接触者健診、管理検診を実施し、結核患者の早期発見、感染拡大防止に努めています。定期的に月2回実施する他、必要に応じて随時実施しています。

(令和2年度分集計)

区分	ツベルクリン 反応	直接撮影	QFT 検査	要医療	要観察
患者家族健診	0	16	29	0	0
接触者健診(家族以外)	0	13	83	2	0
管理検診	—	23	—	0	0

※検査方法に重複あり

(4) 結核医療事業

感染症法により、結核のまん延を防止するため必要があると認めるときは、患者を結核病床の有する病院へ入院することを勧告することができます。

これにより生じた治療に要する入院医療費、通院医療費は公費にて負担されます。治療の内容に関しては、随時、感染症診査協議会で診査し、医療の適正化をはかります。

ア 感染症診査協議会

(令和2年度分集計)

開催状況	開催回数	診査件数
感染症診査協議会(臨時)	10	10
感染症診査協議会(定例)	23	90

イ 感染症診査協議会委員名簿（順不同）

役職	委員名	出身団体等名称
委員長	川上 恵基	鈴鹿中央総合病院
委員	岡 宏次	鈴鹿回生病院
委員	富田 昌孝	富田内科
委員	山本 政和/鳥谷部 真実	亀山市立医療センター
委員	藤原 芳朗	鈴鹿医療科学大学
委員	高野 栄子	人権擁護委員

ウ 結核医療費の状況(令和2年度分集計)

(ア)感染症法第37条の規定による結核医療費の被保険者等別公費負担の状況

	計	被用者保険		国民健康保険			後期高齢者医療制度	生活保護法	その他
		本人	家族	一般	退職本人	退職家族			
申請件数	40	11	3	2	0	0	20	0	4
承認件数	40	11	3	2	0	0	20	0	4

(イ)感染症法第37条の2の規定による結核医療費の被保険者等別公費負担の状況

	計	被用者保険		国民健康保険			後期高齢者医療制度	生活保護法	その他
		本人	家族	一般	退職本人	退職家族			
申請件数	50	13	9	6	0	0	21	0	1
承認件数	50	13	9	6	0	0	21	0	1

エ 病状別受療状況

(令和2年12月31日現在)

区分		計	活動性結核			肺外結核活動性	不活動性結核	活動性不明	(別掲)潜在性結核感染症
			登録時喀痰塗抹陽性	登録時その他結核菌陽性	登録時菌陰性・その他				
計		53	2	3	0	3	38	5	2
治療中	入院	2	1	1	0	0	0	0	0
	外来（他疾患入院）	1	0	0	0	1	0	0	0
	外来（通院）	5	1	2	0	2	0	0	0
治療なし		45	0	0	0	0	38	5	2
不明		0	0	0	0	0	0	0	0

(5) 結核患者・家族指導

ア 指導状況

結核患者と家族、接触者に対する、療養や服薬、健診についての指導を行います。

(令和2年度)

	訪問指導	来所面接	電話相談
延件数	58 件	91 件	1,108 件

(6) 結核対策特別推進事業

ア 目的

「患者の確実な治癒」を目指して、地域の関係者が連携し、患者の規則的な服薬が継続できるよう、地域での柔軟な患者支援を展開しています。

イ 事業内容

(ア) 地域 DOTS の実施状況

令和2年度 DOTS 実施件数(※重複あり)

	対象者	訪問 DOTS	来所 DOTS	郵送 DOTS	電話 DOTS	薬局 DOTS
実件数	47	33	25	5	0	0
延件数	—	80	106	12	0	0

(令和2年度)

地域 DOTS 対象者	地域 DOTS 実施件数		
	タイプ A	タイプ B	タイプ C
実人数	0	0	47

※服薬確認 タイプ A : 原則毎日 タイプ B : 週 1~2 回以上 タイプ C : 月 1~2 回以上

(イ) 地域 DOTS の体制推進

平成 25 年度より施設 DOTS を導入し、介護施設等に入所している対象者に DOTS が実施できるよう施設に協力を求め、対象者の生活状況に応じた DOTS 支援を目指しています。

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
協力施設数	2	2	5	3	1
対象者数	2	2	6	3	1

(ウ) 院内 DOTS と地域 DOTS の連携と協力

医療機関と支援状況等を情報共有することにより、結核治療の完遂を目指します。

(令和2年度)

開催場所	参加回数	対象者数
三重中央医療センター	6	8

(エ) コホート検討会の実施

開催日・場所	対象者	参加者	内容
第1回 令和3年3月24日 保健所	35名	10名 感染症診査協議会（医師、人権擁護委員等）、保健所関係者	・治療成績のコホート分析とその検討 ・地域 DOTS 実施方法及び支援の評価、見直し ・地域の結核医療及び結核対策全般に関する課題について検討

第2節 「創る」～人と地域の夢や希望を実感できるために～

施策 232 結婚・妊娠・出産の支援

基本事業3 不妊に悩む家族への支援（担当課：総務企画課）

主な取組内容

特定不妊治療等に対する経済的支援や相談体制の充実に取り組めます。

1 特定不妊治療費助成事業

不妊治療のうち、体外受精及び顕微受精を特定不妊治療といい、特定不妊治療を受けられた夫婦に対して、その費用を一部助成することにより経済的な負担の軽減を図ります。

また、令和4年度からは保険適用となるため、それまでの間は現行の助成措置を大幅に拡充することとなり、令和3年1月1日以降に終了した治療に対しては制度が拡充されています。

	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	申請件数	助成件数	申請件数	助成件数	申請件数	助成件数
鈴鹿市	322件	316件	280件	279件	274件	273件
亀山市	89件	89件	75件	75件	85件	85件
計	411件	405件	355件	354件	359件	358件

基本事業4 切れ目のない妊産婦・乳幼児ケアの充実（主担当：地域保健課）

主な取組内容

各市が、妊娠・出産・育児における「地域の強みを生かした切れ目のない母子保健体制」を整備できるよう人材育成、関係機関調整等、体制整備の支援を行います。

1 健やか親子支援事業

各市と共に、妊娠出産期から思春期までのライフステージに応じて、親と子が健やかに暮らせる体制づくりをめざします。

(1) 関係機関との連絡調整

個別保健指導の一環として、ケース（事例）を取り巻く関係機関とのネットワークづくりを目的に連絡会議に参加します。

会 議	参加機関
鈴鹿市ハイリスク妊婦抽出ケースカンファレンス 12 回	鈴鹿市健康づくり課・子ども家庭支援課 児童家庭センターみだ、鈴鹿保健所

（２）市における母子保健体制整備

育児不安の解消と子どもの安らかな発育の促進を目的として管内で開催される会議に参加し、関係機関との連携と支援体制の構築を図ります。

開催回数	参加機関
鈴鹿市要保護児童等・DV 対策地域協議会実務者会議 3 回	市医師会、児童相談所、女性相談所、鈴鹿警察署、津地方法務局、民生児童委員協議会、教育関係機関、消防本部、児童養護施設、市関係各課、鈴鹿保健所
亀山市乳児健診委員会 4 回	亀山医師会（小児科医会）、亀山市、鈴鹿保健所
県・市町母子保健事業意見交換会 1 回	鈴鹿市健康づくり課、亀山市長寿健康課、県子育て支援課、北勢児童相談所、鈴鹿保健所

（３）相談及び家庭訪問数

小児慢性特定疾病に罹患している児童等やその家族が抱える日常生活及び療養上の問題についての相談や必要に応じて家庭訪問を行います。

	延べ数（件）
電話による相談件数	21 件
来所による相談件数	2 件
家庭訪問件数	27 件

（４）思春期における保健

H I V・性感染症予防ワーキング（ハートライフの会）と共催し研修会を開催します。

※ 令和２年度実績については、エイズ及び特定感染症対策（４）H I V・性感染症予防研修会の開催のとおり。

※新型コロナウイルス感染症の影響により開催を見合わせました。

２ 小児慢性特定疾病医療費助成事業

小児の慢性疾病のうち国が定めた特定疾病は、極めて治療が困難で、長期にわたる治療を必要とするため、医療費の負担も高額となります。当該疾病の治療方法に関する研究等に資する医療給付を行うことで、小児慢性等家庭の経済的負担を軽減し、健全な育成をはかります。

（令和３年３月３１日現在）

疾病区分	計	鈴鹿市	亀山市
悪性新生物	59	49	10
慢性腎疾患	14	11	3
慢性呼吸器疾患	16	12	4

慢性心疾患	61	46	15
内分泌疾患	60	49	11
膠原病	13	11	2
糖尿病	23	17	6
先天性代謝異常	7	6	1
血友病等血液疾患	10	10	0
免疫疾患	1	1	0
神経・筋疾患	45	34	11
慢性消化器疾患	16	13	3
染色体または遺伝子に変化を伴う症候群	5	4	1
皮膚疾患	2	0	2
骨系統疾患	2	2	0
脈管系疾患	1	1	0
計	335	266	69

3 母体保護事業

母体の生命健康を保護することを目的として母体保護法に基づき届出が行われます。

(1) 不妊手術届出数（法第 3 条及び法第 25 条に基づく届出）

		計	20 歳 未 満	20 ～ 24	25 ～ 29	30 ～ 34	35 ～ 39	40 ～ 44	45 ～ 49	50 歳 以 上	不 詳
法第 3 条第 1 項	第 1 号該当	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	第 2 号該当	14	0	0	1	5	5	3	0	0	0
計		14	0	0	1	5	5	3	0	0	0

(2) 人工妊娠中絶（法第 14 条及び法第 25 条に基づく届出）（年齢別・在胎週別届出数）

	計	13 歳 未 満	1 3 歳	1 4 歳	1 5 歳	1 6 歳	1 7 歳	1 8 歳	1 9 歳	20 ～ 24	25 ～ 29	30 ～ 34	35 ～ 39	40 ～ 44	45 ～ 49	50 歳 以 上	不 詳
計	215	0	0	1	0	1	3	3	4	56	47	42	40	17	1	0	0
満 7 週以前	112	0	0	1	0	1	0	1	2	23	27	25	21	10	1	0	0
8 週～11 週	99	0	0	0	0	0	2	2	2	32	19	17	18	7	0	0	0
12 週～15 週	2	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0
16 週～19 週	2	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0
20 週～21 週	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
不詳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

Ⅲ 職員力・組織力の向上に向けて

1 鈴鹿保健所組織力向上委員会の開催

所の経営の質を高めるため、組織の問題点（気づき）をアセスメントし、それらの改善を目的として開催します。

構成員：保健衛生室長、総務企画課（2名）、地域保健課（1名）、健康増進課（1名）、衛生指導課（1名） 計6名

1. 日時

令和2年7月15日（水）10：00～

2. 内容

- ・鈴鹿保健所組織力向上委員会について
- ・令和2年度震災初動マニュアルに基づく大規模地震時鈴鹿地方災害医療対策本部訓練について

(参考)「みえ県民カビジョン 第三次行動計画」の政策体系一覧

(※)の施策について鈴鹿保健所で実績があります。

第1節「守る」～命と暮らしの安全・安心を実感できるために～

(政策) 1 防災・減災、国土強靱化

- (施策) 111 災害から地域を守る自助・共助の推進
- 112 防災・減災対策を進める体制づくり (※)
- 113 災害に強い県土づくり

(政策) 2 命を守る

- (施策) 121 地域医療提供体制の確保 (※)
- 122 介護の基盤整備と人材の育成・確保(※)
- 123 がん対策の推進
- 124 健康づくりの推進 (※)

(政策) 3 支え合いの福祉社会

- (施策) 131 地域福祉の推進
- 132 障がい者の自立と共生 (※)
- 133 児童虐待の防止と社会的養育の推進 (※)

(政策) 4 暮らしの安全を守る

- (施策) 141 犯罪に強いまちづくり
- 142 交通事故ゼロ、飲酒運転 0(ゼロ)をめざす安全なまちづくり
- 143 消費生活の安全の確保
- 144 医薬品等の安全・安心の確保と動物愛護の推進 (※)
- 145 食の安全・安心の確保 (※)
- 146 感染症の予防と拡大防止対策の推進 (※)
- 147 獣害対策の推進

(政策) 5 環境を守る

- (施策) 151 環境への負荷が少ない持続可能な社会づくり
- 152 廃棄物総合対策の推進
- 153 豊かな自然環境の保全と活用
- 154 生活環境保全の確保

第2節「創る」～人と地域の夢や希望を実感できるために～

(政策) 1 人権の尊重とダイバーシティ社会の推進

- (施策) 211 人権が尊重される社会づくり
- 212 あらゆる分野における女性活躍とダイバーシティの推進
- 213 多文化共生社会づくり

(政策) 2 学びの充実

- (施策) 221 子どもの未来の礎となる「確かな学力・豊かな心・健やかな身体」の育成
- 222 個性を生かし他者と協働して未来を創造する力の育成
- 223 特別支援教育の推進
- 224 安全で安心な学びの場づくり
- 225 地域との協働と信頼される学校づくり
- 226 地域の未来と若者の活躍に向けた高等教育機関の充実

227 文化と生涯学習の振興

(政策) 3 希望がかなう少子化対策の推進

(施策) 231 県民の皆さんと進める少子化対策

232 結婚・妊娠・出産の支援(※)

233 子育て支援と幼児教育・保育の充実

(政策) 4 三重とこわか国体・三重とこわか大会の成功とレガシーを生かしたスポーツの推進

(施策) 241 競技スポーツの推進

242 地域スポーツと障がい者スポーツの推進

(政策) 5 地域の活力の向上

(施策) 251 南部地域の活性化

252 東紀州地域の活性化

253 農山漁村の振興

254 移住の促進

255 市町との連携による地域活性化

第3節「拓く」～強みを生かした経済の躍動を実感できるために～

(政策) 1 持続可能なもうかる農林水産業

(施策) 311 農林水産業の多様なイノベーションの促進とブランド力の向上

312 農業の振興

313 林業の振興と森林づくり

314 水産業の振興

(政策) 2 強じんて多様な産業

(施策) 321 中小企業・小規模企業の振興

322 ものづくり産業の振興

323 Society5.0 時代の産業の創出

324 戦略的な企業誘致の推進と県内再投資の促進

(政策) 3 世界の三重、三重から世界へ

(施策) 331 世界から選ばれる三重の観光

332 三重の戦略的な営業活動

333 国際展開の推進

(政策) 4 多様な人材が活躍できる雇用の推進

(施策) 341 次代を担う若者の県内定着に向けた就労支援

342 多様な働き方の推進

(政策) 5 安心と活力を生み出す基盤

(施策) 351 道路網・港湾整備の推進

352 安心を支え未来につながる公共交通の充実

353 安全で快適な住まいまちづくり

354 水資源の確保と土地の計画的な利用

沿革

昭和 12 年(1937 年)	4 月	法律第 42 号をもって保健所法公布
昭和 19 年(1944 年)	10 月	保健所法にもとづき三重県亀山保健所発足
昭和 21 年(1946 年)	10 月	亀山保健所神戸出張所（鈴鹿市役所内）駐在
昭和 22 年(1947 年)	5 月	県告示第 222 号亀山警察署から衛生関係事務移管
昭和 22 年(1947 年)	9 月	改正保健所法（法律第 101 号）公布
昭和 23 年(1948 年)	8 月	亀山保健所神戸出張所を三絹工業(株)内に設置
昭和 23 年(1948 年)	11 月	課制施行（庁釧第 550 号）
昭和 23 年(1948 年)	12 月	亀山保健所神戸出張所鈴鹿市神戸西萱町 986 へ移転
昭和 24 年(1949 年)	10 月	優生保護相談所併設（県告示第 587 号）
昭和 25 年(1950 年)	5 月	亀山保健所庁舎新設鈴鹿郡亀山町本町 341
昭和 26 年(1951 年)	10 月	結核予防法第 36 条の規定による指定医療機関となる
昭和 35 年(1960 年)	8 月	次長制実施（県規則第 65 号）
昭和 43 年(1968 年)	8 月	公衆衛生行政の管内事情により、保健所庁舎を鈴鹿市神戸西萱町 16 に移築 名称を三重県鈴鹿保健所に変更し、亀山市役所敷地内に亀山相談所を設置
昭和 51 年(1976 年)	4 月	機構改革に伴い環境課を新設、衛生課を衛生指導課に改称
昭和 56 年(1981 年)	9 月	住居表示の変更に伴い、住所を鈴鹿市神戸八丁目 9 番 22 号に変更
昭和 63 年(1988 年)	10 月	三重県鈴鹿庁舎の整備に伴い、鈴鹿市西条五丁目 117 へ移転
平成 4 年（1992 年）	3 月	亀山相談所を亀山市保健センター（亀山市亀田町）内に移転
平成 5 年（1993 年）	4 月	保健所の見直しに伴い、保健婦室を保健指導課に改称し、保健予防課の保健 係、予防係を統合して保健予防係とし、総務課検査係を廃止
平成 6 年（1994 年）	6 月	地域保健法制定（保健所機能の強化）
平成 9 年（1997 年）	3 月	亀山相談所を廃止
平成 9 年（1997 年）	4 月	機構改革により、保健予防課、保健指導課を廃止し、企画調整課、地域保健 課を新設
平成 10 年(1998 年)	4 月	県民局組織の改正により、三重県北勢県民局鈴鹿保健福祉部を設置（併置機 関三重県鈴鹿保健所）し、企画総務グループ、健康増進グループ、福祉保健 グループ、衛生指導グループを配置
平成 14 年(2001 年)	4 月	県民局組織改正により、三重県北勢県民局鈴鹿保健福祉部に福祉相談チーム 及び保健衛生チームを新設し、福祉相談チームに経営支援グループ、生活支 援グループ、子育て支援グループを、保健衛生チームに計画調整グループ、 健康増進グループ、衛生指導グループを配置
平成 15 年(2003 年)	4 月	県民局組織改正により、保健衛生チームの計画調整グループを廃止し、福祉 相談チームの経営支援グループを経営企画グループに変更
平成 16 年(2004 年)	4 月	県民局組織改正により、チームを廃止して室に変更
平成 17 年(2005 年)	4 月	県民局組織改正により、三重県北勢県民局鈴鹿保健福祉部に企画福祉室及び 保健衛生室を設置し、企画福祉室に企画市町村支援グループ、福祉グループ を、保健衛生室に健康増進グループ、地域保健グループ、衛生指導グループ を配置

平成 18 年(2006 年)	4 月	県組織改正により部・グループを廃止し、事務所・課制となる。 三重県鈴鹿保健福祉事務所（併置機関三重県鈴鹿保健所）に保健衛生室を設置し、企画福祉課、健康増進課、地域保健課、衛生指導課を配置
平成 25 年(2013 年)	4 月	県組織改正により三重県鈴鹿保健福祉事務所（併置機関三重県鈴鹿保健所）を廃止し、三重県鈴鹿保健所設置、企画福祉課を総務企画課に変更

付録

主な鈴鹿保健所関係法令の制定・改正の流れ

明治 30 年(1897 年)	伝染病予防法制定
明治 33 年(1900 年)	精神病者監護法、飲食物其ノ他ノ物品取締ニ関スル法律制定
明治 40 年(1907 年)	らい予防法制定
大正 8 年(1919 年)	精神病院法、結核予防法、トラホーム予防法制定
昭和 12 年(1937 年)	(旧) 保健所法制定
昭和 21 年(1946 年)	日本国憲法公布
昭和 22 年(1947 年)	(新) 保健所法、食品衛生法、児童福祉法制定
昭和 23 年(1948 年)	予防接種法、優生保護法、医療法、性病予防法制定
昭和 24 年(1949 年)	身体障害者福祉法制定
昭和 25 年(1950 年)	精神衛生法、狂犬病予防法、生活保護法制定
昭和 26 年(1951 年)	結核予防法、社会福祉事業法制定
昭和 27 年(1952 年)	栄養改善法制定
昭和 28 年(1953 年)	(新) らい予防法制定
昭和 35 年(1960 年)	薬剤師法、薬事法制定
	精神薄弱者福祉法制定
昭和 38 年(1963 年)	老人福祉法制定
昭和 39 年(1964 年)	母子福祉法制定
昭和 40 年(1965 年)	母子保健法制定、精神衛生法改正（通院医療費公費負担、精神衛生業務が保健所業務に追加）
昭和 45 年(1970 年)	心身障害者対策法制定
昭和 48 年(1973 年)	動物の保護及び管理に関する法律制定
昭和 54 年(1979 年)	薬事法改正（新薬承認の厳格化、副作用報告、再評価等の法制化）
昭和 56 年(1981 年)	母子福祉法改正（「母子及び寡婦福祉法」に改称）
昭和 60 年(1985 年)	第 1 次医療法改正（都道府県医療計画制度の導入）
昭和 62 年(1987 年)	精神衛生法改正（「精神保健法」に改称）
平成元年(1989 年)	後天性免疫不全症候群の予防に関する法律施行
平成 4 年(1992 年)	第 2 次医療法改正（医療提供の理念規定の整備等）
平成 5 年(1993 年)	心身障害者対策法改正（「障害者基本法」に改称）
平成 6 年(1994 年)	地域保健法制定（保健所機能の強化）、関係法律整備（保健所法、母子保健法、児童福祉法、栄養改善法、医療法、薬事法、伝染病予防法、食品衛生法等の改正）
平成 7 年(1995 年)	精神保健法改正（精神障害者保健福祉手帳制度の創設、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」に改称）
平成 8 年(1996 年)	らい予防法廃止
	薬事法改正（治験、承認審査の充実強化）
平成 9 年(1997 年)	地域保健法全面施行
平成 9 年(1997 年)	介護保険法制定
	第 3 次医療法改正（医療提供に当たって患者への説明と理解等）
平成 10 年(1998 年)	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）制定

平成 11 年(1999 年)	感染症法施行（伝染病予防法、性病予防法、後天性免疫不全症候群の予防に関する法律廃止）
	精神薄弱者福祉法改正（「知的障害者福祉法」に改称）
	動物の保護及び管理に関する法律改正（「動物の愛護及び管理に関する法律」に改称）
平成 12 年(2000 年)	社会福祉事業法改正（「社会福祉法」に改称）
	第 4 次医療法改正（病床区分の見直し等）
平成 13 年(2001 年)	地域健康危機管理ガイドライン策定（厚生労働省）
平成 14 年(2002 年)	健康増進法制定
	薬事法改正（製造販売制度の導入、医療機器のリスクに応じたクラス分類制度の導入）
平成 15 年(2003 年)	食品安全基本法制定、食品衛生法改正（リスク分析手法の導入）
	感染症法改正（緊急時における感染症対策の強化、動物由来感染症の強化、感染症法の対象疾病及び疾病分類の見直し等）
平成 16 年(2004 年)	発達障害者支援法制定
平成 17 年(2005 年)	食育基本法制定
	動物の愛護及び管理に関する法律改正
	障害者自立支援法制定
	精神保健福祉法改正（通院医療は自立支援医療として障害者自立支援法へ）
平成 18 年(2006 年)	老人保健法改正（「高齢者の医療の確保に関する法律」に全面改正）
	薬事法改正（医薬品販売制度の見直し）
	精神保健福祉法改正（「精神病院」を「精神科病院」に改める）
	結核予防法の廃止。感染症法（基本理念、責務規定の見直し、感染症の種類の見直し等）、予防接種法改正
平成 19 年(2007 年)	第 5 次医療法改正（患者等への医療に関する情報提供の推進等）
平成 20 年(2008 年)	感染症法改正（感染症の類型の新設、新型インフルエンザ等感染症に対する措置等）
平成 23 年(2011 年)	母子保健法改正
平成 24 年(2012 年)	新型インフルエンザ等対策特別措置法制定
平成 25 年(2013 年)	障害者自立支援法を改正し、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」とし施行
	精神保健福祉法改正（保護者制度の廃止、医療保護入院の見直し等）
	動物の保護及び管理に関する法律改正
平成 26 年(2014 年)	難病の患者に対する医療等に関する法律の制定
	地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備に関する法律の制定
	薬事法改正（「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改称）
	感染症法改正（中東呼吸器症候群の二類感染症への追加、感染症に関する情報の収集に関する規定の整備、一類・二類感染症、新型インフルエンザ等感染症及び新感染症の患者からの検体の採取等の制度の創設等）
平成 27 年(2015 年)	食品表示法施行
	児童福祉法の一部を改正する法律の施行（新たな公平かつ安定的な小児慢性特定疾病医療費助成制度の確立等）
	難病の患者に対する医療等に関する法律の施行

平成 30 年(2018 年)	食品衛生法改正（H A C C P 制度化、営業許可業種見直し、届出制度創設等）
	健康増進法改正（「望まない受動喫煙」をなくす） （平成 31 年 1 月 24 日一部施行、令和元年 7 月 1 日施行一部施行、令和 2 年 4 月 1 日全面施行）
平成 31 年(2019 年)	動物の愛護及び管理に関する法律改正
令和 2 年(2020 年)	新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令等の施行について
令和 3 年(2021 年)	感染症法等改正（新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律関係（新型コロナウイルス感染症の法的位置付けの変更等））

編集担当：総務企画課

保健所年報

令和3年11月発行
三重県鈴鹿保健所

〒513-0809 鈴鹿市西条5丁目117
電話 (059)382-8671 (代表)
FAX (059)382-7958